

逓
信
省
郵
政
局
長

第一軍團司令部

昭和二十四年八月二十五日

取扱注意

附屬添付

京都連絡調整事務局
局長 成田



記帳済

24.8.26

0474

19

外務大臣殿

第一軍團司令部議長會議々準備(四)回(送付の件)

なお、取扱には充分御注意ありたい。

本信寫送付先 横濱、東海北陸、近畿、神戸、九州、中國、四國

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

0340

第一軍團民部部長會議事録(第四十七回)

(出席者、成田局長、鶴見次長、金澤連絡官) 昭和二十四年八月二十日

一、經濟課長クイン中佐

○八月十日現在第一軍團管下本年度の徴税成績は年度目標(軍團設定假目標)の二三、五%である。脱税事件の苦慮も進捗を見ている。

○コトン中尉は先週總司令部蔵入課での會議に出席したが會議では府縣民部部長廢止後の徴税機構の充實、徴税監視の強化及び聯合國人の脱税のより効果的な取締り等が論ぜられた。

○農業に關しては八月十日現在第一軍團管下の麥類の供出は三百萬石(八八、一%)、馬鈴薯六千四百萬石(一〇四%)である。

なお、昨年同日は夫々八八%及び九八%であつた。地域的に見れば九州は一四二、二%、近畿は一〇三、八%、四國は七八、三%である。四國が何故このように低率であるかについては四箇リージョンの係長にいま、説明を要求している。

○今週はB.A.R.よりナチュラル、リクス、ウイクリーサマリー一九八號により次の二つの計畫が發表された。一つは林業指導計畫(フォレストリー、エクステンション)であり、林業専門家を縣の農業指導官に加えることを要求している。他は水産資源保存に

ついて日本人を援助する計畫である。これは日本側科學者の教育、水産調査の再組織に

ついでその激勵及び助言、資金の割當、その他必要な助力を含んでいる。

二、法政課長オコンナー中尉

○信洋丸のつるし上げ事件で公判中の引揚者四名については本事件が日本側で裁判しうる

三、民間教育課長マククレラン中尉

○今週は親善者が多くワシントンの陸軍省のリンツ大佐(?)が教育状況視察に來訪し、

又第八軍から婦人團體指導係官が來た。

○成人教育計畫は農繁期のため稍々出席が鈍つたが延人員二七六萬になつた。

○今週大勢なことは和歌山縣で共產黨が教員に對し二千圓乃至一萬二千圓の金額を與えて

いると云う件である。これについては法政課、労働課と協同して調査を進めている。

厚生課長プリンス少佐

○十五日松江で大火あり、これは損害十億圓と見積られている。罹災者は寺院、學校に收容されている。毎日三千名分の給食が行われている。

○十七日及び十八日のジュディス颱風による佐賀縣の被害は死者五九、行方不明十七、重傷十七、家屋流失一三三、家屋全壊六七等であり、損害約三十億と見積られている。

二十四師團は瀧水嶽を貸與し、又イタツケ空軍基地から空輸で罹災地に補給が行われた。

(パインズ大佐より)最近天災、騒動等が頻繁に起るがこれについて報告が迅速に入る

ことが必要であり、迅速に報告が入手出来れば軍團として處置をとることが出来る。この點について民部としてハコンナー中尉をインザント、オフィサーとして天災、騒動についての一切の報告の受領、連絡は同中尉の責任としてあるが、連調備としても出来る報告を迅速に入手して民部部に連絡するよう組織を作つて欲しい(旨要求があった。)

公共衛生課(マーゲンス少佐不在のためプリンス少佐代行)

○本週は日本陸軍五(三澤、松山、徳島等)發着チブスが熊本に八件あつた。又岐阜地方に疫病が發生し七萬單位のワクチンがリリースされた。

民間情報部長オコンナー中尉

○五月五日(7日)のギヤレット氏は大阪で新聞講座を開くことになつてゐる。これは主として組合機關紙リーフレット等の編輯者を集めての講座であつてプレスコードの重要姓名譽毀損關係法規の説明新聞の使命と權利、良き編輯の方針等について指導がなされる。これはハッカー機關係の取寄よりも編輯者に法規等を熟習させるた點である。

成田局長

○京都では非戦災感謝運動を提唱。その發起人會合が昨日開かれたが、これは京都驛前感謝塔の建設、その他の尊養を行うものである。費用は一人十圓づつ集めて百萬人の市民で千萬圓の基金が出来る積立である。

(パインズ大佐より)基金はあくまで自由意思による民主的方法でなければいけないと注意する。

民部次長ジョン中尉

○毎日の事件報告(Daily Summary Report)を毎日十二時半に各地方からオコンナー中尉の許に集るから各課長は同中尉の所に連絡願いたい。

0476

ルバインズ大佐
 ○民學部機構改竄に關し、地方民學部のシドモヤンのリストを厚生課長ブリス少佐が擔任して作成している。
 ○軍團民學部は西日本全域からの報告が集るのであるから、各府縣チームに夫々他府縣チームの擧げた業績と比較し得る様統計報告等を送付して貰いたい。

0477

連

地方課長

京連第一四號

昭和二十四年八月三十日

取扱注意

京連局長 成田勝四郎

附屬添付

2491
39

0478

次長
 田中

外務大臣殿

第一軍團民學部課長會議々學費(四十)回(送付の件)
 第一軍團民學部課長會議々學費御參考までに別添送付する。
 なお、取扱いは充分御注意ありたり。
 本信寫送付先 横濱・東海北陸・近畿・神戸・九州・中國・四國

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

0343

0479

第一軍團民事部課長會議々舉登(第四十八回)

出席者 成田局長、鶴見次長、内田連絡官(昭和廿四年八月廿七日
會議途中でハインズ大佐所用のため、約十分で終了した。
一 教育課長マクレラン氏

○シラキユニス大學校長、陸軍省、國務省、議院圖書館の係官等より成る教育交換調
査團 (Educational Exchange Survey Group) が今朝入洛し、六日間當地に滞在
するが、一行の訪日目的は米國教師學生の日本への派遣、日本の學者、學生各方面
の指導的人物の米國派遣の方法等を検討し打合せするためである。今日午膳寮員に赴
き二十九日、京大及び同志社大學で夫々教授と會談、三十日は大阪に赴き、三十
一日當軍團で會議を行う豫定である。

○今週二名の教育係官が三重、山口の民事部に就任したがこれは附屬民事部廢止まで
の暫定的措置である。

三 經濟課長クイン中佐

○從來古領軍要員向自動車の販賣は日本で契約だけをして米國で引渡しすることにな
つていたが、今度この方法が緩和されてジエネラル・モーターズが大坂でピニョッ
ク・シボレーその他同社の自動車を賣ることを許可された。

○労働状況は一般に平靜であるが、三井の玉造造船所でデンマーク向け船舶の進水式
が九月七日行われるのを共産系分子が妨害せんとしている模様なので万全の注意が
拂われている。

連絡局 坤

官廳第一五號

昭和二十四年九月九日

取扱注意

京都連絡調整事務局 局長 成田

附屬添付

24.9.17 89

0480

外務大臣 殿

第一軍團民事部課長會議々準備(四九回)送付の件

第一軍團民事部課長會議々準備御参考までに別添送付する。
なお、取扱には充分御注意ありたい。

本信寫送付先 横濱・東海北陸・近畿・神戸・九州・中國・四國

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

0345

第一軍區民部課長會議議事録(第四十九回)

(出席者 成田局長、鶴見次長、金澤連絡官) 昭和二十四年九月三日

一 經濟課長クイン中佐

○徵稅に關しては先過分のリポートが未だ集つていない。

○第八軍からの指令に依り、蘇聯財産及び露露國人財産についての監視 (Soviet Assets) は九月三十日を以て中止することになった。

○八月三十一日現在の食糧供出状況についてはまだ報告が集つていない。

○シユティス艦隊による九州七縣の穀物に對する被害は二二%である。キティス艦隊による被害は第一軍區管内ではなかった。

(バーンス大空より颱風等により被害があつた時は主食となる他のものを代替として補えることは出来ぬ。その旨問があつたが主食としての穀類で代りに補えるものはないと考へる旨答へた。)

○明年度の主食供出 糧食は第一軍區管内で今年の二七、五%増加となつてゐる。割當の増加の最も多いのは宮崎縣の五四、五%増、一番少いのは徳島縣の一七、七%増である。

○食糧割當の増加は、肥料供給の二十五%増に基くものである。

○賠償問題については、貸渡許可第七號が出た。中國に向つて大阪、神戸より機械が積出される。比島向けについては許可第七一號が送られ九月十日大阪、神戸、安世保より積出される。

二

○神戸製鋼所が多量の賠償機械の使用許可(オインライセンス)を申請中であつたが、ROMAより許可された。これにより輸出向外國發注船に使用すべきクランク、シャフトその他の生産が供給することが豫期される。

○大阪のROMAライセンスでは六月二十四日附で「大阪に於ける數機業復興に關する特別リポート」を提出し、大阪地區には現在賠償機が三つあつて一つも生産活動を行つていない。その一つを修理して生産を開始せしめ、残機の供給を増すと同時に平槽を三台新に活動せしめ、他の生産を増加し一方電氣機を生産を停止して電力を節約することをリポートした。八月二十五日付のROMAライセンスに對する回答が来たが現在年度計畫により若干の増産及平槽が再開準備中であり、これ以上に新しく増産機及び平槽を再開する必要はない旨回答して来た。

○労働事情は比較的平穩であつた。

○第八軍からの輸出パスに關する覺察を受領した。

○法政課長クインの報告

○教育の進捗事情について二十五師團軍法會議で被告六名は夫々懲役五年の判決を受けた。

0482

○下島の朝鮮人難民事件については四十九名が收容され八月二十九日より公判が始つた。

尚二十三名が公判を待期中である。

○岡山の關取引事件については一昨日は逮捕され、昨夜OEDが調査を開始した。

○引揚に關して設けられたボツダム政令は非常に効果を収めている。

○公衆衛生課長マイケンス少佐

○日本橋が急良及び大腕に散發した。

○ブラック、ライ、牛の病氣が一昨發生した。防護手段がとられた。

○滋養腺でマラリアに關する實驗が開かれた。

○養血及び狂水病に關する實驗が開かれた。

○厚生課長ブリス少佐

○朝鮮人によりよい市民としての生活を興えることを目下軍團で考慮中であるが、各リ

ジョンに對し、日本側の厚生福祉計畫に關し、朝鮮人が差別待遇を受けることをなくす

るよう又府縣の厚生除官が出来るだけ朝鮮人に會い助力を興えるようすべき旨指令した。

又成人教育中の厚生福祉に關する講座に出来るだけ朝鮮人を参加させるよう指示した。

○民間情報部長オコネ中尉

○地方自治に關する輿論調査を終了し、未だ最終的結果は出ていないが今迄のところでは

4
えることは、農夫等は地方自治について何も知つて居らず、都市の事務員は若干の概念をもつて居り、自治体職員は良好な實際的知識をもつて居ると云ふことである。
田舎の地方で更にフィールド・ワークを行うことが必要だと思われる。

民間教育課長マクレラン氏

○教員交換調査団は六日間近畿地方に滞在し、大阪、奈良、京都で會議を十回開き、十七施設を視察し充分な成果を挙げた。
○原子爆弾委員の「P」博士が京都に來訪した。
○E.E. 宗毅のウイザース博士は嵯峨村が全村擧げてカソリック教徒となつたことに關し、これは有力な共産主義に對する斗争手段となるかも知れないとの見地から關心をもち、京都へ調査のためやつて來た。

成田局長

○警備時に於ける警察と消防の協力に關する「解實施につき愛媛縣の或る村の消防署長（若原亮）が参加を拒んだ事件があり、同村は從來「赤い村」と稱せられて居るだけに在り、成田局長が消防局長の強い要請により参加することとなつた。

0483

マインズ大佐

○朝鮮人問題政策の一として成人教育内容を朝鮮語に翻譯し、朝鮮人を同教育に出來るだけ多く参加させるように取計らつて貰いたい。
○民間教育課長の希望により當地民團本部に翻譯を依頼することとした。
○民事部は沈みつつある船のようであるが、完全な解散する迄は組織を運営して行く必要がある。民事チームの業務報告にしても軍團司令部から正式な命令が出るまでは民事部を経由すべきである。

郵務局
地力局長

京連第一八號

昭和二十四年九月十日

取扱注意

京都連絡調整事務
局長 成田



証
外務省

24.9.21
140

0484

務大臣殿

第一軍國民事部課長會議(五〇回)送付の件
なご、取扱いは充分御注意ありたす。

本信寫送付先 横濱・東海北陸・近畿・神戸・九州・中國・四國

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

0349

第一章 國民部部長會議事覽(第五十回)

(出席者、成田局長、福見次長、金澤連絡官) 昭和二十四年九月十日

一 經濟課長クイン中佐

- 徵稅は八月末現在で二百三十億圓(年度目標の二七・七%)で良好である。
- 八月三十一日現在の麥類の供出は一〇二・七%、馬鈴薯は一〇九・六%である。
- (パインズ大臣より供出の一〇〇%に達しない地方はどこか、との質問あり四國、九州地方は颱風による被害の爲め一〇〇%に達しない旨回答あつた。)
- 石炭の生産について八月に於ける九州の出炭は一六一萬八千トンで目標の九八%である。
- 甘藷の本年度價値が決定した。
- 王野造船所で建造中のデンマークからの被在船の第二目は労働組合側のサボタージュの懸念にも拘らず無事進水した。

二 法政課長オコンナー中尉

- 下關事件の公判は現在行われているが、逮捕總數一二二名のうち一二名が保釋出所した。
- 一一二名の起訴事由は八四名が騒擾罪、一五名が暴行傷害、一名は殺人未遂、一二名は公務執行妨害の夫々容疑である。
- 本週の大々な事件は法務廳の發した朝連及び民青の二團體の解散指令である。財産接收

に當つて若干の抵抗があつたが一般的には平穩に實施された。然し朝鮮人は事前に秘密文書等を持去つていた疑がある。

(パインズ大臣は九州地方特に熊本における本件實際状態をチエックするよう指示した。)

三 厚生課長プリンス少佐

- 在留朝鮮人の數について調査したところによると東海北陸地方七萬二千、中國地方七萬五千、九州地方六萬四千、近畿地方二三萬、四國地方七千と云う數字が判明した。
- 厚生省では民生委員の數を減少することを指令した。これは救濟をうける人の數が減少したことに依るものである。
- 當司令部内の救急対策案(デイズスタープラン)が出来上つた。
- (パインズ大臣より厚生將校が中心となつて災害等の發生した場合には第一に遠征軍團の被害状況、第二に日本側の被害の状況、軍團の救濟を必要とするか否かを速かに知つて迅速に對處する必要がある。これについては連調の協力を求めるとの注意があつた。)

四 公衆衛生課長マーゲンス少佐

○ 日本側は状況悪化し東海北陸地方では一〇四件の發生があつた。愛知では危険な状態にあるとの警告がなされ又宣傳運動がおくれたことにより状況が悪化した。

0485

○峰山を會議があつたので自分が出席したがそこで驚くべきことを発見したのは日本腦炎は蚊の媒介による他シベリヤから渡つて来る鳥についているダニにもよるものだと云うことが発見されたことである。

民間情報課長オコンナー中尉

○広島縣弘報課による學校生活展覽會が大阪、神戸、京都で來週開かれる。これはBOAの許可したものである。
○ギヤレット氏の労働新聞講座は先週開かれた。

民間情報課長マククレラン氏

○成人教育資料の朝鮮語への翻譯は現在進行中で完了迄に六週間かかる見込である。第八軍司令部のアブリゴット氏(一)は成人教育に朝鮮人を参加させるとのバインズ大佐の意見を承認したが、あくまで日本側に取扱わせて軍備は直接に關係しないようにと在慮して來た。

○第八軍のシニバード少将は成人教育に關し、スキヤピン一九四四號により學校建物は教育目的にのみ使用されるべきこと。學校所有者の同意を要すること。教育豫算編成は知事の權限にあり時に項目が削られる恐れがあることの三點が障害をなしていると述べた。
○BOA、DIEのワイラード氏は全村カンリツクに改宗した差障村を視察して日本に

4 於けるキリスト教の將來に關し非常に有望だと述べた。

成田局長

○福井縣が九月二日公安條例を制定し、東海北陸六縣はすべて本條例をもつこととなつた。なお、広島縣の主要都市が最近本條例を制定した。

バインズ大佐

○民間教育課長マククレラン氏は來週火曜出發して本國に歸り緬育州立大學の教授となることになつた。後任は税金關係擔當のコトン中尉が兼任する。

○近く統合參謀本部(コンバインド)チーフ、オブ、スタツア(一)の人々が來る模様なので簡単に所管事項を報告するよう準備をしておかれたい。

○東海北陸連調の官崎局長が提出される月報は包括的で内容充實し、自分の机の上を通る諸種の報告の中で最も有益なもの一つである。各係官は擔任事項について研究をするようされた。

○十一日夜京都發、十四日迄九州、吳を視察する。隨行は經濟課長クイン中佐、厚生課長プリンス少佐、法政課長コトン中尉である。

○來週から勤務時間を午前八時から午後五時迄とする。
(勤務務局でもこれに従い八時より五時迄の勤務に改めた。)

0486

連絡局地方課長

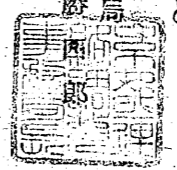
京連第一九一號

昭和二十四年十月一日

取扱注意

京都連絡調整事務局

局長 成田 隆



外務省
241010
39
0487

大臣 殿

野村 浩三

第一軍團民事部課長會議々々(五十一回)送付の件

第一軍團民事部課長會議々々(五十一回)送付の件
なほ、取扱いは充分御注意ありたい。

本信寫送付先 横濱・東海北陸・近畿・神戶・九州・中國・四國

了上 鳩山 幸

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

0352

0488

第一軍團民事部課長會議議事録(第五十一回)

(出席者 成田局長、鶴見次長、内田連絡官) 昭和廿四年九月廿四日

九月十七日(土)は會議が開かれなかつた。

一 經濟課長クイン中佐

○十月十五日以後地方民事部による徴税監視方法が變る豫定である。

○滞納税額整理に關し總司令部の管内歳入課では滞納者を起訴するよう努力している。然し最近の東京における徴税關係當局の會議の結果によれば滞納額の四六が徴收されたのみである。

○長期に亘つていた電燈の爭議が解決し、中央労働委員會の決定した段階的賃金表が採用された。

○軍團民事部労働課では民事部機構改變に伴い解雇された日本人及び外人職員の再就職斡旋に努力している。

○〇〇第二十四號の三が出た。これは來年度より馬鈴薯、甘藷の統制が撤廢されることを述べている。

○主要産業労働者及び炭鋸夫に對して報償物資が放出された。

2

た。それによると總司令部はこのような新方法について關心を有するが先づかゝることは日本政府の農林省に連絡すべきこと下あり、その新方法の有効性は農林省が決定すべきである。この方法は嘗て昭和二十二年にも試みたが成功しなかつた例があるといふことである。

(これに對し、ハインズ大佐は連絡に連絡もてこの新方法の有効性について調査するよう指示した。當局では京大のこの方面の専門家に照會したがその意見によると本件新方法は余り價値のあるものではない由である。更に九州連調に連絡し本件新方法創案者の信憑性、専門家の意見等を照會の上軍團側に報告の豫定である。)

二 法政課長オコンナー中尉

○「教員の恐怖」に關する壁新聞事件に對しては二十三人が大坂において日本側により起訴されている。

○講屋の脱税事件、京都地檢汚職容疑事件については連調に調査を依頼している。

三 衛生課長マージェンスタウ

○日本勝炎は東海北陸、近畿地區に多かつたが、大分下火になつた。今年の病狀の特色は死亡率の低いことである。

○食品衛生に關する會議が横濱で行われた。

RA'-0134

0353

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

厚生課長プリンス少佐
○生活保護法に基く被救済者が最近約六千人増加した。

○民通勸告課長マツクニリー氏（九月二十三日大分民馬郡より着任）

○着任早々で時に報告することはないが朝鮮人教育に關する従来の決定事項を参考までに披露する。朝鮮人教育は昨年五月の文部大臣と朝鮮人代表との了解により日本の教育關係法規を遵守すべきであり、教員の資格審査、基本課程の採用、政治的教育的禁止、府縣知事の公認を要すること等が要件である。

○第一團團のはじめた成人教育は繼續的に行われるべきであると考え、これに對し（パインズ大佐より労働組合はこの成人教育に参加しているかとの質問あり、これに對して労働課長レスブリツチ氏は労働組合より右に關する報告を受けている旨答えた。）

六民間情報部長ネコンナー中尉

○地方自治に關する調査の最終報告を入手した。それによると、都市の人は農村の人に比して總會議員、地方議員に信を置くことが少い。教育委員會は約六〇%の人が理解して居り新しい警察制度は大部分の人が知つて居るが自分が自治体警察の下にあるのか、警察の下にあるのかについては余り關心を持っていない。大部分の日本人は隣組制度が復活されることを希望している。この調査調査は少数の人々について行われたが社會の凡ゆる層の人をカバーしている。

0489

RA'-0134

0354

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



濱邊機密本第二〇八號

昭和二十四年十月六日

横濱連絡調整事務局
局長 鈴木 九 萬

外務大臣 吉 田

茂 股

第八軍民事務局首腦者との會談録(第七十七回)送付の件

十月四日米第八軍民事務局首腦者と本官との間に行われた第七十七回
定例会談要録別添の通りことに送付する。

本信寫送付先 賠償廳長官

北海道、東北、東海北陸、京都、近畿、神戸、中國、四國及九州

各連絡調整事務局長

東京、神奈川、千葉、埼玉、栃木、茨城、群馬、静岡、山梨及長野

各都縣知事

0490

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

0355

0491

第八軍民事務局首脳者との定例会談要録

(第七十七回 十月四日)

出席者 民事務局 ションストン中佐次長代理 外關係各

部課長

横濱連調 鈴木局長、金子、高橋(正)兩事務官

一、第十二回關東地區涉外課長會議

局長

1 九月二十九日群馬縣に於て管下一都九縣の涉外課長會議を催した。席上自分から其の前々日全國連調局長横濱參集の際に於けるウオーカー司令官並にシェバード少將の演説を披瀝し且民務部整理問題に關し當方提出の質疑に對しワッツ大佐の與えられた回答を中心として今後涉外課のリージョンに對する連絡方式等に對して説明を行つた

2 これに依つて各都縣は將來リージョンとの連絡方法等について略々概念を得たものの如く見受けられたが猶タイム解消の期日切迫に伴い各種の事項に對して更に詳細な情報を供與せられんことを希望して居た。

會議席上左の如き質問及要望があつたから順次茲に御紹介する。現在各都縣がタイムに提出して居る定期報告の種類と其の数は縣により一様でない様であるので爲念各縣に一覽表を作成の上送附する様にして置いたから追て取纏めてお目にかけることとする。今後之等の諸報告を地方民務部へ送達するには其の郵送に相當の時間を要する譯であるが之をより確實且迅速にする爲長野縣の發議で例へばR.T.O便を利用し驛長氣付で托送するが如き方法はとれないものか此の點軍側でも考慮して貰いたいの希望があつた。要するに日本側郵便によると軍側檢關等の關係上聞々配達が遅れることがあるのでR.T.O便を利用して貰えないかと言ふことである(ションストン中佐(次長代理) 軍としては軍特別のメール、サービスがある。

局長

然し日本領としては之を利用することが出来ないう譯ではないか。

ジョンストン中佐

部隊の駐屯してない所はどう言うことになるか自分には一寸わかり兼ねるが一應研究して見ることとしやう。

局長

是非さうお願い致したい。

次に群馬縣からG12報告は繼續提出の要があるかとの質問があつた。

G12報告とは政治、共産黨の動き等に亘る情報である。經濟以外の此等の報告を入れると六十以上位に達する縣もあるよである。

ジョンストン中佐

右報告を向後引續き同様提出する必要があるかどうかは新に管區民事局が決定するであらう。

ヘーバン中佐（經濟部長）

不必要な報告は此の際整理したらいと思ふ。

局長

各縣から報告の表が出たら御届けもするから出来るだけ整理していただく度。

知事又は副知事が定期的に縣勢に關する一般報告の爲出張の要がある場合には各縣の取扱いを一樣とし且其報告日取を決められたいと栃木縣其の他からの要望があつた。

又縣涉外課は縣レベル涉外事務の綜合的窓口としてリジョンに於ても之を利用せられ度く且つ今後縣内の中央官廳出先機關とタイムとの連絡は無くなるわけであるから今後は之等出先機關の報告（例えは裁判所の定期報告）等は便宜涉外課で取次ぎ提出することと致したいといふ縣があつた。

群馬縣ではタイムに對する出先機關の報告を從來縣涉外課經由で取次いでいる由である。

ジョンストン中佐

斯る報告を縣涉外課を通じて行ふか否かは新地方民事部の方針如何

0493

による譯だ。

局長

リージョンから係官に出張を命ぜられた場合は警料等の用意の都合もあるので前もつて用向を明かにして貰いたいとの要望があつた

ジョンストン中佐

恐らく電話で出頭命令があるものと思ひからその際きく事としたらいいと思ふ。之れは勿論希望に副ふ様に出来るだらう。自分が見る所ではむしろ地方民事部から各縣へ出向くのが主で余り各縣から出て来て貰はなくよいのではないかと思ふ。

局長

民事局側巡視の場合は特に専門的知識を要するものは別とし通譯は縣側で提供するから之を帶同せられぬ様希望していた。

5

ペーバン中佐

それはどう言ひ譯であるか。

局長

6

ペーバン中佐

通譯は縣側で宿や食事の世話をせねばならぬので費用の問題がある最近の米日關係緩和措置の爲め今後進駐軍は原則として自由に日本旅館に出入し得ることとなると思はれるがオン、リミットのホテルは如何になるか、又其の料金は如何なるのであらうか。

原則としてオン、リミットとオフ、リミットの區別はなくなると思ふが特殊な場合に於けるオフ、リミットは従来と變りなく寧ろ強化されるだらう。

料金については別に區別がある譯ではないと思ふ。

ノイラン氏(司法行政課員)

P.D.によるホテルの場合は違ひ。トラベル、オーダーがあれば料金は非常に安い筈だ。

局長

進駐軍が地方で宿泊した場合公用證明は之迄タイムで發給したが

ジョンストン中佐

今後はリージョンで之を發給することになるであらうか。

よくは分らぬが恐らくさうであらう。總司令部員が行く場合は同部

0494

局長
が發給するであらう。

之は既に再三御配慮を煩したること乍ら今度の會議でも各縣一致して特別調達監督官事務所の事務を縣廳に移し業務の簡捷と經費の節約を圖りたいとの希望があつた。著しい例として部隊側の依頼により縣から日本旅館に進駐軍の公用旅行者の宿泊を依頼しても特別扱いだとすると半年以上たつても宿泊料の支拂いが行はれぬので旅館で受け入れを拒絶するといふ始末だそりである。

ペーバン中佐
特別調達監督事務所の縮少はワッツ大佐が取上げて骨を折つて居られたが何しろ問題が民事局と直接關係がないので交渉し進捗しない次第だ。然し八軍調達部に對しては向後とも督促する考えてゐる。

局長

解雇使用人の優先就職斡旋に就いては横濱邊調から中央政府當局に對し適當考慮方を申入れるよを要望を受けたが同時に進駐軍側とし

ても、我政府の對策樹立を促進せられる様に各縣共希望してゐる。

ペーバン中佐
解雇使用人の問題については過日も會議を開いたが當方としても他に轉職方斡旋努力してゐる次第だから右より御承知願ふたい。

二地方民事部廢止後に於ける連合軍人被告の軍事裁判に對する日本側協力問題

局長

昨朝第八軍法務局プランビー氏よりの要請に基き法務府國務を初めに對する日本側の協力の問題を討議した。

現在民事部機構改組の後には、E.O. 13151が残りぬ縣が二十八に成るだらうと了解するが特に之等の縣で連合軍人を逮捕する場合如何にするかが問題であり此の場合逮捕状を米軍憲兵から貰ふ必要のある場合は現地O.E.O.又は地方民事部乃至は憲兵裁判所の三つの内何れかに之を求めはどうかといふ事であつた。此の際管轄上の手續を問

0495

題とせず最も近い憲兵裁判所に被懲補者を送つたらどうかといふ事
 であつた。例へば千葉又は山梨で問題が起つた場合現在の管轄は仙
 台であるが之を横濱に送つた方が都合がよいといふ譯である。尚
 日本側としては遠補の手續等は日本側の刑事手續に準じたものに
 して貰つた方が好都合であるといふ希望を表明した。同氏は此等の
 點につき貴民事務局司法行政部と折衝し其の結果を貴方に通知すると
 言はれてはいたが何か同氏より御話があつたであらうか。

ノーラン氏
 既に連絡はあつた。
 ベーパン中佐
 東京、横濱、大阪、神戸地區の如く特に連合國人の密集している地
 域では其の必要はないと思ふが九州や東北地方の裁判では御話の如
 き問題が起るであらう。

局長
 三長野縣に於けるキライ台風災害復舊に關する稟情

長野縣ではキライ台風による災害が特に甚だしく其の被害集計は四
 十一億四千八百九十余萬圓に達し之が復舊經費の捻出を圖つてゐる
 が右に對する相當額の補助なくしては其の目的達成は期し難い
 とて當事務局に對し貴民事務局へ事情具陳の上何分の斡旋助力方依頼
 越してきたのでここに申上げる被害程度の詳細については同縣より
 追報あり次第御届けすることと致したい。

ジョンストン中佐
 右の詳細を知らして貰ひ度い。
 四近親者及友人訪問外國人入國者數
 局長
 近親者及友人訪問外國人入國者數は當事務局から貴方に通報してい



0496

るが其の数は九月三十日現在で總數一千七百五十八名に達したが此の内更に六十日の滞在期間延期を申入れ許可されたものは九十九名に及んでいる。或る構成員の話によると彼等は滞日期間中一人當り平均米賃二千弗を消費しているとのことであるから全体を通算すると三百五十萬弗以上を日本に落したこととなり非資金の獲得に相當の役割を果している譯である。

五。都道府縣農地委員會委員選舉

局長

都道府縣農地委員會選舉の結果は來春舉行せらるる參議院議員選舉に於ける大勢を示すものとして非常に重大視されて居る。本選舉に於ては無所屬(その大部分は保守系)が議席の大部分を占めたのであるがこれは日本に於ける農村の傳統的保守傾向の證左と云うべきである。

選舉の結果無所屬は二六三で第一位、次に社會黨の八八、民自黨の五九、民主二〇の順である。共產黨は岡山一、及び京都一と僅かに二を獲得するに成功したのみである。憲協は一、勞農三、新農又僅に四である。各黨別立候補者數と當選者數との比率は民主の三三三%、社會黨の三一%、民自黨の二七%、無所屬二六七一%である。共產黨は一〇名の候補者の中僅かに二名即ち一九%である。

新當選者中の六〇%は初めて當選した者であると云う事並に無所屬委員中の大部分が所謂中年者であると云う事實は農民が政治の動向を判断するのに民主主義と云うものをアブリンゼットし初めて居ると云う事の證左である。

ジョンストン中佐

局長

今お話の選舉に對する概評は誰が行つたものであるか。新聞情報に綜合したものである。

RA'-0134

0361

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

六選。基本法。案。要。綱。

衆議院選舉法改正特別委員會では、本年七月「選舉基本法」制定の方針をきめ、各委員の意見を基礎にして同法案の起草を衆議院法制局に委嘱していたが、九月二十二日起草小委員会に於て一應右要綱がまとまつたので、目下總司令部と交渉中で承認あり次第、次期國會提出の豫定である。

右要綱は、十七章に分れ附則を合せると約三百條に及ぶものであるが、その狙いは衆、参兩院議員、都道府縣市町村各議會議員、知事、市町村長の公選制度の基本を確立し統一立法を制定せんとする所にある。同法案が國會で成立することになれば、現行の衆、参兩院議員選舉法、選舉運動等の臨時特別に關する法律、選舉運動の文書圖書等に關する法律、選挙人名簿特別に關する法律は、廢止されて選舉基本法一本にまとめられ、地方自治法、政治資金規正法、全國選舉管理委員會法は改正されることとなり、各方面に影響する所が多い。

と思われれる。

右要綱が現行法と異なる主要點は次の通りである。

- (1) 選挙法を附與する。
- (2) 地方公共団体の議會關係の選舉權、被選舉權は居住要件を三ヶ月一現行六ヶ月とする。
- (3) 選挙事務關係者、特定存続公務員は立候補できない。
- (4) 選挙人名簿は基本、補充の二種とし、名簿の登録居住要件は三ヶ月とする。
- (5) 任期満了による衆議院總選舉は、任期終了前に選舉を行ひうる様にする。
- (6) 自署能力のない者の代差投票を認める。
- (7) 投票立會人は職權選任主義をとる。
- (8) 町村長の立候補については、三十人以上の連署推薦届出制を廢止する。
- (9) 立候補供託金は衆議院を除き現在の六倍程度に引上げる。

0497

- (10) 當選の辭退、承諾の期間を廢止する。當選の効力は原則として告示日からとする。
- (11) 戸別訪問は原則として禁止し、只候補者の挨拶行為は認める。
- (12) 特定枚数の無料ハガキ、ポスターを認める。
- (13) 新聞の選挙に關する報道の自由についての制限を緩和する。
- (14) 参議院立候補者にも公營の新聞廣告を認める。
- (15) 個人演説會は施設の公營以外候補者の自由とする。
- (16) 汽車、電車等内の選挙運動演説を禁止する。
- (17) 選挙公報に政見を掲載しうることを、し三百字以内とする。
- (18) 第三者が公營以外の立會、個人演説會などを開く場合の言論による選挙運動は自由とする。
- (19) 第三者推薦運動は無料ハガキを使用する場合は自由とする。
- (20) 選挙費用の國と地方の負担部分を明らかにする。
- (21) 全國選出議員委員會を廢止し、その事務は全國選挙管理委員會に行わせる。
- (22) 法定選挙費用を大巾に引上げる。

なお選挙區については一應現行法通りにしてあるので此の點今後の審議に残されている。
 ジョンストン中佐
 選挙については、ワッツ大佐が非常に興味を持つておられるから、早速河大佐に御目にかけること、しよう。

局長
 日本漁船の操業區域擴張

日本側官民の宿望であつた漁區擴張が、一部ではあるが、九月二十一日から實現されたことは感謝にたえない。
 之により太平洋に新たに八六四五〇平方海里の漁場が擴張され、又島の周邊三海里まで接近することを許されたことは、島の周邊に魚が多いだけに漁業者は非常に喜んでゐる譯である。今回の指圖で直接いゝ影響をうけるのは遠洋まぐろ漁業者であるが、かつをまぐろ協會の本年六月末の調査によれば九十五トン以上の遠洋船は約四

0498



百五十隻(二万トシ)でこの半数は個人經營に屬し、官域から靜岡にかけて根據地を持つてゐるものが多い。残りの半数は會社經營で大型船を多くもつてゐるので今後の活躍が期待される。なお許可された新漁場からの年間漁獲高については意見がわかれてゐる。例えば水産廳では二千萬貫(一七五億ト)約五十億圓程度に達すると目算してゐるが、業界では漁業資材その他が不足がちの現状のままでは、年間漁獲高はせいぜい三、四百萬貫程度で漁油、漁網などの資材手當が充分であれば年間七、八百萬貫程度を確保できるものと見てゐる。

ヘーバン中佐
年間漁獲高について、水産廳と業界との意見の相違が余りに大きいようだ。

八。省。設。置。法。及。び。定。員。法。の。改。正。に。對。する。取。扱。方。針。
局長

行政整理は九月末日で終ることゝなつたが、政府は更に機構簡素化、人員縮減を推進することゝなり、九月十六日の定例閣議に於て次の如き趣旨の各省設置法及び定員法の改正に對する取扱方針を付議了解した。

(一)昭和二十五年に於いて機構所掌事務又は定員の變更が豫定される場合には、各省廳は各省設置法又は定員法の改正法律案について豫め行政管理廳と連絡し、之に伴う豫算案と共に通常國會に提出するものとする。

(二)右の定員法の改正については、今次行政整理の成果を今後も堅持し、其の趣旨をあく迄貫徹するため、概ね左の方針によるものとする。

(三)統制の廢止等により當然縮減さるべき人員数は定員法による定員から減員する。

(四)右以外の事務についても極力事務の合理化を圖り、定員の縮減に努める。

(五)特に必要止むを得ぬ新規事業の要員については(四)の事務の合理

0499

RA'-0134

0364

一化による節約定員の内から之に充當する。
各省設置法の改正についても、其の趣旨に準じ極力簡素化する。

九。第三。四。半。期。物。資。需。給。計。費。

局長

經濟安定本部では、九月二十四日第三、四半期物資需給計費に關し左の通り發表した。

今期に於ける石炭の生産見込は二〇五五萬屯で第二、四半期の九五三萬屯に比し、約一〇%の増加を豫想されている。而も九月末全國貯炭も四〇〇萬屯を超えるものと豫測され、殊に特殊銘柄炭を除き配給統制が撤廢されたので、燃料面から主要物資の生産を抑制する條件はなくなつた。
電力については、季節的に水力發電が前期に比し減少したので、火力發電の増加にも拘らず全体としては二%程度減少したが、之とも各産業には殆んど影響ないものと思われる。

主要物資の供給状態は、別表の通り(略)であるが、滞貨の増加傾向にある物資も少くないので、今期の配管方針としては、所謂重點主義によらないで資金調達の見越し確實な産業に對して増配することとした。従つて各部門共需要量の大半を充たすことが出来たが、只一般用材については、年度當初よりの方針により第二、四半期に於て大幅に繰上げ配當を行つたので、今期は減配した。又キティ台風其の他の被害に對する復舊資材に對しても即刻特配を行い善後措置の遺憾なきを期した。

大。政。府。職。員。の。勤。務。時。間。に。關。する。人。事。院。規。則。の。改。正。

局長

人事院では、九月二十四日、政府職員の勤務時間に關する規則一五〇の一部を次の如く改正、十月二日より之を施行する旨發表した。尙政府職員の勤務時間は昨年十二月十九日附總理大臣宛連合軍裁減司令官書翰の趣旨に即應し、緊急措置として本年一月二日人事院規

0500

0501

則で一週間四十八時間と規定したのである。
 然し夏期に於ける政府職員の健康を維持するため、本年七月二十二日人事院規則で特例を定め、十月一日迄一週四十四時間に短縮し、土曜日半休を認められた。
 人事院では此の期間に於ける勤務状況を調査の結果、能率の低下を認めなかつたので来る十月二日から恒久的に一週間の勤務時間を四十四時間と決定したものである。
 (一)人事院規則一五〇第二項中「四十八時間」を「四十四時間」に改め、同項の末尾に「昭和二十四年十月二日施行」を加える。
 (二)同規則第三項を次のように改める。
 勤務時間の割り振りについては、原則として土曜日の午後を勤務を要しない時間とするように、國會職員にあつては、衆議院議長及び参議院議長が、裁判所職員にあつては、最高裁判所が會計検査院職員にあつては、會計検査院が、人事院職員にあつては、人事院が其の他の職員にあつては、内閣総理大臣が夫々定めるところとする。但し土曜日の午後を勤務を要しない時間とすることが

不適当な場合に於ては、其の他の日に於て之に相當する勤務を要しない時間を設けるように定めることが出来る。

十二。ジ。ユ。デ。イス。等。台。風。災。害。の。應。急。復。舊。措。置。
 局長

八月十五日のジユデイス台風による被害状況に關し、今般外務省を通じて地方自治廳より入手した情報によれば、概要左の通りである。
 (一) 既往の台風災害財政措置
 本年度に於て發生したジユデイス迄の災害に對する復舊費は、既に五百億を突破し、本年度に於て特に緊急施行を要する復舊費だけでも二百億程度を要する見込である。政府はさきを取敢えず、「デラ」「フエイ」災害に對し十億三千万圓、「ヘスター」「イルマ」に對し六億圓を大藏省豫金部資金融通規程に基き、夫々短期融資の措置を講じて緊急復舊工事の促進に資して來た。
 (二) ジユデイスによる被害程度

0502

然し其の後來襲したジユデイスによる被害額は、八月二十四日現在、同廳の調査によると、無慮百十三億九千余萬圓の巨額に達し、佐賀を筆頭に宮崎、鹿児島及び福岡の各縣が甚だしく、事業別では土木關係の六十一億を初め、農地の四十億を最大とし、林野、港灣、學校及び衛生部面が之に次いでいる。

（三）緊急融資措置

同廳では八月二十五日の閣議了解に基き大藏、農林、文部、運輸厚生及び經濟安定本部等の關係各省と協議の結果、取敢えず被害額二億圓以上の府縣と、デラによる災害復舊のため、前回の融資の對象とならなかつた府縣で被害額五億圓程度のもの等について前者については二億百萬圓後者については六億圓、計八億百萬圓を差當り予金部短期つなぎ資金の融通をすることとし、之に關する府縣別割當融通額を別表（略）の通り決定、各縣へ通達した。

（四）正式の手續と今後の措置

正式の手續は本来、公共事業中、地方に對する國庫補助金と地方起債との二本建てで行うものであるが、之によつたのでは緊急に即

しないので、前記應急に出たもので、今回の短期融資八億百萬圓は、何れも公共事業費より五億三千四百萬圓一ジユデイス四億デラ一億三千四百萬圓を地方起債振替え二億六千七百萬圓一ジユデイス二億デラ六千七百萬圓を以て予金部資金へ返還する趣である。又最近のヤテイによる災害は九月六日現在、二百五十七億に達している。之についても前記同様の措置が講ぜられることとなる見込である。

尙同廳財務部當局では、今後更に來襲を豫想せらるゝ台風災害を見越し來る臨時國會に對し補正豫算を通じて約五十億見當の公共事業費を要求すべく、目下準備中で、一方地方起債の枠についても本年度の限度百九十七億を更に擴張すべき必要を認め、所要の手續をとることである。

十二。綿。製。品。の。國。内。價。格。改。訂。
局長

0503

政府は、綿製品の輸出不況に鑑み九月二十二日の閣議で、此の閣議
内向綿花の供給量を増加し綿製品の現行公定価格は之を輸出価格と
均衡を保つよう改訂する方針を決定した。
右方針に基づき通産省では現在四半期毎に国内向として七萬二千俵の
綿花が割當てゐるのに對し、更に五萬俵を増加し輸出内需を通じて
年間八十五萬俵の綿花消費計畫を、九十五萬俵程度に變更すること
となつた。

又工賃では紡績二五%、織布二五%、染色四〇%を夫々切下げ、最
終製品としての棉布で約一割の原價を引下げる方針であると言ひ、
尚通産省では之等について早急に具体的措置をとる意向であるが、
国内向廉價品が出廻るには來年三月頃になるであろうと見ている。

27 十三。七月。中。勞。働。争。議。概。況。
局長

七月の勞働争議状況は、前月に引續いて低下傾向を示してあり、本

月新たに發生した全國的規模の争議は、全く見られなかつた。更に
七月中新たに發生した争議の要求事項六十九件に現われている傾向
は企業整備反對、賃金定期支拂要求、賃金減額反對等消極的要求が
壓倒的比重を占め、賃金増額要求は僅かに五件であつて件数におい
て終戦以來最も低く注自すべき事實である。

七月中に行われた總争議件数一九九件總参加人員約三十一萬人であ
つて前月と比較して件数において三十三件、参加人員約五十萬人の
減少を示し、前年中最も低位にあつた同期の七月より七萬人多い程
度である。七月に新たに發生した争議は四十九件、参加人員約三萬
人このうち二十件二萬八千人が争議行為を伴つたものでその主なる
ものは全鐵連傘下の三菱鐵業勞組連合會である。
勞働損失日数は前月より二十五萬日減少して十二萬日に低下し、本
年最も低かつた一月に次ぎ二十三年中最低であつた七月とほぼ同程
度である。
七月新たに發生した争議の要求事項分布中組合側の消極的要求が占



0504

とる比重が益々増大している事實は注意すべきである。
ジョンストン中佐

局長

消極的要求とはどう言う意味であるか。
積極的要求に對する言葉で例えば賃金増額要求は積極的要求であるが、賃金減額反對は消極的要求である。

十四。味。噌。油。生。産。配。給。行。政。監。査。
局長

經濟調査廳では、昨年十月より十一月に亘り實施した味噌醬油の生産配給行政監査に關し、左の如き概評を關係當局へ報告した。
中央、地方廳を通じ味噌醬油の大衆生活上に占むる重要性はまだ正當に評價されていない。蛋白の重要な補給源たる味噌、醬油を総合的に主食と平等の立場で取扱わねばならぬのは、理の當然であるのに、單に調味料として軽く考えられており、主食重點取扱

いの犠牲になつてゐる面も多い。その生産用の動力、原料資材の割合及び配給取扱等は、主食の場合に比し著しく輕視され、又中央、地方を通じ味噌醬油行政の担当機關は、尙に弱体であり、そのため農林省、都道府縣共に原料割當、出荷配給計畫等の事務を殆んど公團委せにしてゐる實狀である。
食料品配給公團による味噌、醬油の一手買取、配給の制度は十分にその目的を達していない。公團は全國的視野の下に適期買取配給をなすべきであるのに拘らず、地方的利害に制約されて、出荷が滞りたり配給面の地域的不均衡を生じたりしてゐる。
味噌醬油は、大衆の食生活に最も密接につながつてゐるのであるから、可及的良價な物を最も廉價に且適確に供給を確保する必要がある。然し蛋白食品としての規格の定め方も不充分であり、公團の買上検査も不徹底であつて、その品質を確保して、大衆に良質品を廉價に供給する措置は決して十分でない。

幸
便

秘

官

濱邊機密本第二一八號

昭和二十四年十月十二日

濱邊連絡調整事務局
局長 鈴木 九萬

外務大臣 吉田 茂 殿

第八軍民事務局首腦者との會談録(第七十八回)送付の件
十月十一日米第八軍民事務局首腦者と本官との間に行われた第七十八回
定例會談要録別添の通りここに送付する。
三の本年度稻作付面積に關連しワッツ大佐の質問したリンゼー、パロット
氏のニューヨーク、タイム記事は其の影響も大きいであるから右記事
内容のソース等至急御調査の上御同示を願いたい。

本信寫送付先 賠償廳長官

北海道、東北、東海北陸、京都、近畿、神戸、中國、四國及九州
各連絡調整事務局長
東京、神奈川、千葉、埼玉、栃木、茨城、群馬、山梨及長野
各都縣知事

0505

RA'-0134

0370

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0506

第八軍民事務局首脳者と定例會議要録

(第七十八回 十月十一日)

出席者 民事局側 ワッツ大佐長 外關係各部課長
横濱連調 鈴木局長、野崎、金子兩事務官

一、府縣民事部廢止時期

局長

東海北陸連調事務局より入手した情報によれば愛知民事部は事實上十月十五日迄に廢止されるとの趣であり他方面よりも同趣旨の情報があるが右は事實なりや否や御伺い致したい。

ワッツ大佐

職員の人事に關する限りはその通りである。

然し仕事の方は十一月三十日迄に漸次名古屋管區民事局に移管され其の間愛知民事部にはシビイリアン代表者一名が残留することにな

1

つてゐるから同縣知事等で用務のあるものは同期日迄は右代表者と折衝することが出来る譯である。

2

三、二十四年度稻作付面積

局長

農林省では十月八日本年度の水陸稻作付面積を九月三十日現在推定三百萬七千八十町歩と發表した。之を昨年に比べると五萬三百六十町歩の増加で今年の生産割當基礎作付面積二百九十二萬一千二百五十町歩に對しても八萬五千八百三十町歩を上廻つてゐる。其の原因としては(一)植付前の降雨のため植付が至極順調に進んだこと、(二)陸稻は前年度の豊作に利殺されると共に甘藷の供出制度變更に對する懸念もあつて之に作付轉換を行つたこと、(三)供出を強度に割當られる雜穀を陸稻で代替しようとして之に轉換したこと等があげられてゐる。
全國的に見ると作付面積が最も増加したのは瀬戸内海沿岸の地方である。

0507

豫想收量高については目下集計中であるが農林省の豫想によれば、今年全國稻作は作付面積の増加や肥料の増配等から見て台風による一部減收にも拘らず約六千四、五百萬石と見込んでいる。従つて右豫想高は事前割當に對し約二百萬石、昨年の實收高六千二百三十四萬九千七百石に對し約二百五十萬石の増收となつてゐる。

	二十四年 町	二十三年 町	増加面積 町	對前年比
水 稻	二、八九六八〇	二、八七四二五〇	二、四三三〇	一〇〇・七八%
陸 稻	一一〇、四〇〇	八二、四七〇	二七、九三〇	一三三・〇〇%
	三、〇〇七〇八〇	二、九五六七二〇	五〇、三六〇	

3 ワツツ大佐

日本の食糧問題に關し東京駐在紐育タイムズ代表者リンゼー、パロツト氏は九月中旬頃の同紙で大要左の如く論じてゐる（右記事末尾）

4 5.6.2

別添の通

日本では輸入食糧の増加を進駐軍關係當局へ懇請すべきか否かについて各省間で問題になつてゐるとのことであるが其の收量米のうちには正規の配給路に乗つてゐないものや或は隠匿されてゐるもの約一千萬石から一千二百萬石にも達してゐることであるから食糧事情は自給出來る筈である。従つて米國は日本に對し食糧援助を與える必要はない。云々

以上が其の論旨であるが自分は未だ嘗つて斯る話を聞いたこともないので一驚をまつた次第である。同氏の論據は相當信頼すべき筋道から得た情報に基くものと思われるが一体其の根源はどこから出たものであるか若し調べる事が出來るようたつたら御知らせ願ふ度。

局長

自分も聞いたことはない。早速調べて見よう。ゆりれい受配や或は幾分の保有米乃至隠匿米のあることは事實かと察せられるがそれにしては一千萬石とは話が甚だ大き過ぎるようだ

RA'-0134

0372

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0509-1

占領軍側としても日本の食糧の絶対量が二割位足らぬといふ建前で米本國に對しても種々努力して下さつたわけで此種の話が擴がる事は其結果も重大であり事態を明かにしたいものだと思ふ。

ワッツ大佐

其の點は同人も假定的にと言ふ言葉で述べている。日本に於ける人口一人に要する一年の食糧は平均一石と言ふことであるから年八千萬石の收穫があれば自給自足が出来ると思われれるが本年度の生産豫想高が六千四、五百萬石とすれば依然食糧は不足を譯である。

局長

大けさを言ひ方をする人ではない。

5

三。法務府全盟主管課長會議
局長

法務府では九月二十七日全盟主管課長會議を開催、九月八日指定した。法務府係官の説明によれば會議に於て大要次の如き指示を行つたと言ふことである。

6

- (一) 朝鮮等各國体役員の追放は一應主要の者のみに止めたが他は今後の動向を監視し場合によつては追放の追加も考慮される。
- (二) 反民主主義的國体に對してはそれが日本人關係國体たると、第三國人關係國体たるとを問はず悪質を遠反國体については斷乎解散する方針で目下引續き調査中である。
- (三) 在日朝鮮人連盟、在日朝鮮民主青年同盟の性格を温存し或いは其の影響性ある處のあるものに對しては國体規正令を嚴格に適用し解散させる。
- (四) 解散國体の再建企圖については嚴重な監視を怠らぬようにする。
- (五) 朝鮮は今後祖國統一民主戦線の理念を基本線とする新たな國体活

8

0509-2

動を行う公算が大きく又其の地下工作、裏面活動は注目される。
シエンパーガー中佐（社会部課長）
十日程前自分が聞いた所によると只今御話のあつた朝鮮人団体は別
名簿の下に引續き活動を續けていると言ひ話である。

ワッツ大佐
自分も確かにそのようなことを聞いたよりに記憶しているが實際問
題としては日本政府自体が處理すべきものである。

局長
自分も亦同様なことを聞いています。

水産物統制改善

局長
水産廳に於ては九月二十七日附を以て水産物配給規則を改正したが
右改正により水産物の統制を改善し十月十五日より之を實施するこ

ととなつた。
本統制改善の要點は統制品目を整理して其の簡素化を圖り且つ消費
地の指定市場に於ける分荷の方法並びに末端配給の機構と方法を改
善して其の合理化を圖ると共に拒否を防止し生産意欲の昂揚を期す
ることにある。又統制改善の目的は消費者に對して鮮度又は品質の
良好なるものを且つ必要最少限の數量を確實に配給すること並びに
出荷配給の適正を秩序を圖ることにあるので今後統制を繼續する品
目については強力な統制を實施する趣である。
尙最近水産物の統制が近く全面的に徹底されるとの説が流布されて
いるが此の點に關しては水産廳としては未だ結論に達してゐる譯で
ないと言ふ。

統制改善の實施要領は次の通りである。
(一) 荷受、出荷兩機關とも現状のまま繼續し登録や取消方法も變更し
ない。
(二) 配給機構は公認小賣店と登録小賣店の二本建てで公認店は一般配給
品と統制外の魚類を販賣し登録店は一定數の消費者の選擇登録に

RA'-0134

0374

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0510

より知事が之を決定し割當配給品を販賣させる。
 (一) 配給品は割當配給品と一般配給品の二本建とする。割當配給品は毎日入荷した統制水産物中品種、鮮度、品質を勘案して知事が割當配給とする。割當配給として適當でない認められるものは一般配給品とする。
 (二) 統制品目は従来の約四分の一の十八品目に縮小され全國平均で約五〇乃至六〇%の水産物が統制の枠外におかれる。
 (三) 割當配給品分荷の指圖を受けた小賣業者は正當な理由なくして之を拒否することが出来ないこととなり更に一ヶ月に四回以上不當な取引拒否を行つた小賣業者は登録を取消される。
 (四) 割當配給品、一般配給品を問わず毎日品種、數量を店頭に明示し各魚種毎に正札を添付しなければならぬ。
 (五) 従來消費者の登録替が六ヶ月毎であつたのが一ヶ月毎に變更出来ることとなつた。
 統制品目十八種は次の通りである。(とて局長より右英譯文を手交

す。
 (一) 統制品目を一べつすると Sword fish 類が多いようだ。統制は何日から實施すると言われたか。
 局長 十月十五日からである。
 ワッツ大佐 統制品種は割當配給するのであるか
 局長 そうである。
 ワッツ大佐 海濱に遠い内陸各縣に於ける魚の出廻状態はどんなものであるか。
 局長 實際上そんなに悪くないようである。と言うのは運輸機構が相當改善されたからである。

0511

五。學校教育法施行規則第十三條の改正

局長

學校に於て學生又は生徒に對し懲戒のため退學處分をするのは學校教育法施行規則第十三條に規定する左の各號の一に該當する場合に限られてゐる。即ち

(一) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(二) 學力劣等で成績の見込がないと認められる者

(三) 正當の理由がなく出席常でない者である。

然して從來學校の秩序を亂し其の他學生又は生徒としての本分に反した者については前記(一)に該當するものと解釋して處分することが出來たのであるが適用上明確を缺く嫌いがあるので文部省に於ては右第十三條に新たに左記一項を加え九月二十二日附省令第三十四號を以て告示即日之を施行した。

學校の秩序を亂し、其の他學生又は生徒としての本分に反した者尙文部省の見解によれば學生又は生徒が學校の秩序を亂したかど

かの判断は當事者たる學校が決定すべきことであるが學生の政治活動が之に抵觸するか否かは昨年十月九日附文部次官通達で學校内に政黨や學外団体の支部を持つことは避けるべきだ。學生が労働運動のまねをするのはいけない」と言ふ項で明かだとのことである。

六。昭和二十四年産米及び甘藷の供出に對するリンク物資配給實施要領

局長

昭和二十四年産米及び甘藷の供出に對するリンク物資の配給については農家必需物資を増量確保すると共に現下の食糧事情に鑑み、政府計畫に即應じた供出の促進を圖るため、九月十六日の閣議に於て右實施要領を決定した其の要點は左の通りである。

(一) 昭和二十四年産米及び甘藷を供出した農家に對してはその供出數量につき左の基準(略)により當該物資の市區町村別割當數量の範圍内でその希望する品目を配給する。

日米については別表(略)に定める早期供出期限迄に供出した農家
 に對してはその早期供出數量につき(イ)の基準による點數にその三
 割を加算し超過供出農家に對してはその超過供出數量(事前割當
 供出數量及び補正割當供出數量の中較少の割當數量を超える數量
 をいう)につき(イ)の基準による點數にその十割を加算する。
 生甘藷については別表(略)に定める早期供出期限迄に供出した
 農家に對してはその早期供出數量につき(イ)の基準による點數に十
 割を加算し別表(略)に定める運出供出期日以後に供出した農家
 に對してはその運出數量につき(イ)の基準による點數にその二十割
 を加算する。
 前項の外米の超過供出農家及び生甘藷の運出供出農家に對しては
 夫々その超過又は運出供出數量につき左の基準(略)により(イ)に
 準じ米軍余剩物資を配給する。
 (目右の外供出農家に對してはその事前供出割當數量につき左の基準
 (略)により酒を配給する。
 ワッソ大佐
 日本酒は米國でもよく蒸し込まれているが日本からは年間二萬五千箱
 位が輸入されているとの趣である。

0512

RA'-0134

0377

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0513

石油製品査察実施計画
局長

經濟調査廳では、次の如き計畫のもとに、石油製品に對する査察を
實施することとなつた。

(一) 方針

石油公團廢止後の配給方式の改變に伴い、新配給方式の實施状況
を動態的に把握し、その確實圓滑な運用を促進するものとする。

(二) 実施要領

(イ) 實施期間 自九月十日一至十一月二十五日

(ロ) 對象

査察の對象は特に指示した場合を除き概ね左記による。

(1) 物的對象 揮發油、輕油、重油

(2) 人的對象 元賣業者、販賣業者、需要者

(3) 地域的對象 全國一圓

(三) 査察方法

(1) 査察班の編成

二名以上を以て一班を編成し、なるべく關係官廳と協力して
査察する。

(2) 査察の順序

對象については、特に指示したものを第一とし、次に順次他
に及ぶものとする。業種別順序については、地域的關係その
他により同一には論じられないので、最も効果的と思われる
順に適宜決定するも差支えないが、元賣業者、販賣業者につ
いては、その全對象を査察し、需要者については、可能なる
限り多數に及ぶことを考慮に入れて計畫する。

(三) 勸行確保並びに違反防止の措置

(1) 査察中、常に法令の周知徹底を圖り、帳簿その他の不備缺陷
に對してはその都度指導して是正させる。

(2) 査察中發見したあい路については、その原因を究明し打開の
促進をはかる。

(四) 査察の重點

RA'-0134

0378

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0514

査察は専ら石油製品の配給計量量が圓滑に配給され、且つ有効に消費されることを目的とする關係上、査察内容の重點を次の通りにおく。
(イ) 元賣業者、販賣業者については配給に支障のない様、輸送貯蔵が圓滑に行われているかどうかの點。
(ロ) 需要者については、割當並びに消費が適正に行われているかどうかの點

八。ゴム履物査察實施計畫
局長

經濟調查廳では、左記計畫のもとにゴム履物に對する査察を實施することになった。
(一) 方。履物は、農漁村、鑛山、工場等に於て、効率發揮上不可欠の物資であり又雪寒地學校等における必需物資であるが、從來これ

(二) 査察實施要領

(イ) 實施期間、昭和二十四年九月十五日より十月三十一日まで

(ロ) 査察對象

(1) 物的對象
地下足袋、ゴム靴、ゴム長靴、貼付布靴

(2) 地域的對象
全國一圓

(3) 人的對象
生産業者（開資材による生産業者を含む）販賣業者（統制要

網に基く配給機關及びブローカーを含む）

(イ) 査察方法

(1) 査察の順序

0515

原則として九月十五日より同二十五日まで第一期準備期間とし法規の研究と査察の準備調査を行う。九月二十六日より十月十五日までは第二期として、正規の生産業者及び販賣業者に関する實地調査及び指導啓發宣傳等を実施する。十月十六日より同三十一日まで第三期として、闇資材による生産業者及び悪質販賣業者を中心とした違反調査を行う。

(一) 實施の重點

- (1) 生産業者の正規ルートへの供出督勵とその横流しの防止
 - (2) 販賣業者の闇行為防止
 - (3) 闇資材による生産の絶滅
 - (4) 不正生産業者に直結する大口悪質販賣業者及びブローカーの絶滅
- (附) 啓發宣傳
 需要者、業者又はその団体組合と協働會、懇談會等を開催し法令の趣旨を周知徹底としめ、統制の勵行確保を圖る。

局長 九港。灣。荷。役。勞。務。者。に。對。す。る。主。食。不。正。受。配。の。査。察。實。施。

經濟調査廳に於ては、主要食糧不正受配絶滅對策に基き目下査察を實施中であるが、今般關係筋より特に港灣勞務者に對する主食の不正受配査察實施方の申入れがあつたので、勞務加配米特別査察計畫の一環として、之に重點をおき、左記要領により關係地方廳を督勵して鋭意實施中である。

(一) 實施期間 自八月十五日

至追て指示ある迄

(二) 調査對象 指定港灣中特定業種に屬する二五港灣の勞務加配米受

配者

(三) 査察の重點

査察の重點は、港灣荷役の特殊性に鑑み特に左の點に置く。

(イ) 各月の保有米

家庭で受配すべき日備勞務者の分を含めて一般に操作用保有米をもつて常備及日備兩勞務者に對し現場給食を行つてゐるから

0516

各月の配給実績量と保有米の使用量とを調査し、保有米の実績を明確にする。

(ロ) 保有米の捻出操作

前記の調査より見て妥當性を缺いている操作保有米の捻出方法を調査する。

(イ) 幽靈受配

移動性の激しい日傭労働者を常時使用し且加配米は要請より二ヶ月位遅れて實配される現状から見、架空の労働者を記載して要請することは他の業種より多いものと考えられる。

(ニ) 稼働日数の水増

會社事務の怠慢及び出勤簿整理の不備のため、稼働日数の水増が考えられる。よつて稼働日数を不正確に計上し不正受配をしていまいかを注意する。

(ホ) 二重受配

隨揚荷役をする下請業に従事した稼働日数と、沿岸荷役に従事

(ハ) 米穀配給通帳

した稼働日数を故意に重複せしめ二重受配している場合がある。港湾荷役労働者の日傭として雇傭された場合は、米穀配給通帳を所持してくるのが建前であるが、中には一種の商品の如く買却し又雇傭者側も入船状況より見て時間的に忙しいため調査もなさず使用しているのも其の點に不正が出て来る。

パーク女史(司法行政部員)

保有米と言ふのはどう言ふ意味か

局長

多数労働者を使用する場合之が操作用として一定数量の米を前以て配給されることになつてゐる。之を保有米と言ふのである。

ワッツ大佐

農民にも保有米の制度があるが、之とは別個のものである。幽靈受配では、青森縣の三澤飛行場で労働者が八千人も発見されて問題となつたことを知つてゐる。

0517

大郵便貯金一千億圓台到達
局長

郵政省の發表によれば、最近物から金への大衆心理が反映して郵便貯金は好調を續けていたが、九月二十四日現在一千億圓を突破し、一千億八千三百六十六萬三千五百十五圓に達した。五百億圓になつたのは終戦の翌二十一年三月であつたから、其の後三年半で倍額になつた譯であると言ふ。

郵政省派官の説明によれば、五百億圓を超えた二十一年三月以後、一時貯金高が減つたが、二十三年十二月末には六百八十五億一千九百萬圓となり、ついで次のような足どりで一千億圓を突破するに至つたものであると言ふ。

二十四年一月末	七五〇四〇、七三七七八六圓
三月末	八〇〇〇三、一三四七一五
七月末	九三、七五二、七九二、九二四
九月二十四日	一〇〇、〇八三、六〇三、五一五

パーク女史

「物から金への大衆心理」と云うのは非常に興味深い。

ワッツ大佐

郵便貯金の利子は幾らか

局長

二分七厘六歩と云う

ワッツ大佐

年二分七厘六歩か

局長

そうである。尚今の数字は九月二十四日現在であるがポンド貨切下の結果業界等で「圓」の切下をやるかやらないかに付大分論議してゐるようである。

ワッツ大佐

自分は財政に詳しくはないが、ポンド地域への日本品輸出に付ては大して競争があるとは思えない。従つて切下げの必要はないと思ふ。



0518

十一。第四。次。指。定。生。産。資。材。統。制。廢。止。品。目。
局長

通産省では、九月三十日附省令第五二號を以て第四次指定生産資材
統制廢止品目を發表した。
今回統制を解除されたものは、三十六品目であるが其の内主なるも
のは次の通りである。

- | | | |
|----------|--------|-------|
| 鐵屑 | 耐火煉瓦 | ベルト |
| 錳屑 | アンモニア | ゴムホース |
| 電氣銅 | 硝酸 | |
| 鉛 | 尿素 | |
| 亜鉛 | 硝酸カリ | |
| アルミニウム | 筆記用紙 | |
| 電線 | インデアン紙 | |
| ナフタリン | 變益器 | |
| ニトロベンゾール | ゴークス | |

十二。石。炭。手。當。
ワッツ大佐

北海道に於ける進駐軍勤務日本従業員は所謂「石炭手當」を受ける
のだが、之は石炭購入用の手當を金錢で支給されるのか或は單に現
物特配を受けるのであろうか。自分は丁度來年度の豫算を作成しよ
うと思つたので此の事を是非知り度いと思つて居る。

局長

石炭購入手當を現金で支給されるのだと思つたが此の點良く調
べてからお知らせすることゝしたい。

ワッツ大佐

どうぞそつとして欲しい、非常に詰ぐ詰ぐではないが、問題は自分が來
年度の進駐軍關係豫算を組もうとして居るからである。

(註)

ワッツ大佐より質問のあつた石炭手當については十二日左の通函答
してゐいた。



北海道に在勤する國家公務員に對する石炭手當に關し大藏省係官は次の如く述べている。

本手當は昭和二十四年六月八日附法律第二百號（國家公務員に對する寒冷地手當及び石炭手當支給に關する法律）に基き北海道に在勤するものに限り豫算の範圍内で支給するものである。

然し本年度豫算中には本件費目が計上されていないので、政府に於ては之を補正豫算中に組み、目下總司令部側の許可を取付け中であるが、本年度はドツヂ・ラインにより均衡豫算を要請されている關係もある。

向大藏省案によれば進駐軍要員に對する本手當の支給方法は次の通りである。

- (一) 世帯主たる従業員 年八一〇〇圓（時價換算三屯）
 - (二) 其の他の従業員 〃 二七〇〇圓（時價換算一屯）
- 但し本手當の支給を受くるものは六ヶ月以上の勤務者に限る。

0519

RA'-0134

0384

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

Occupation sources completely agree. Nevertheless, it has now reached the point of being publicly aired in the Tokyo press. Should the statements regarding hidden food supplies be proved true, of course, a considerable cut might be made in relief supplies being sent to Japan at the American taxpayers' expense.

Figures Given on Rice

The whole subject has been exhaustively discussed this month in the Tokyo Jiji Shimpō on the basis of estimates of the rice harvest that will begin to be reaped in the fall. Jiji suggests that last year, when a rice crop of 62,000,000 koku (about 310,000,000 bushels) was reported, between 7,000,000 and 10,000,000 koku (35,000,000 to 50,000,000 bushels) was concealed in rice alone -- leaving out of the question other grains and rice substitutes that figure in the official Japanese ration.

This year, says the newspaper's agricultural expert, there has been an increase of about 25,000 acres sown to rice or rice substitutes, the supplies of fertilizer have been made more easily available and yields, presumably, will be higher.

"It probably would not be an overestimation to put the staple food supply volume for the coming staple food year at 100,000,000 koku," says Jiji.

On the basis of the usual rule-of-thumb calculation of one koku of rice or substitutes for one person for one year -- the traditional Japanese yardstick -- this would readily

別紙

ニューヨーク・タイム、九月十八日號記事
(本記事のテキストは本會談報告作成後に入手したのでありワッツ大佐の話と一致せぬ點もあるが、其のまゝとしたから御含みあり度い)

JAPAN HELD ABLE TO FEED HERSELF

Huge Rice Crops and Reports
of Hidden Food Are Cited--
Some Officials Disagree

By LINDESAY PARROT

Special to The New York Times.

TOKYO, Sept. 12 -- An interesting theory is being advanced here that Japan, four years after the surrender, now is in a position to feed herself, despite repeated requests for about 2,000,000 tons annually of imported foodstuffs furnished largely by United States relief funds.

The calculation being made in some Japanese circles is based on the series of bumper rice crops Japan has enjoyed since the war as well as on the well-known fact of hidden and unreported food supplies here. The extent to which these exist is unverified but some authorities believe they amount to 10 to 15 per cent of the officially reported food crops.

The theory that Japan now possesses sufficient food for the Japanese, it should be stated, is a minority one, with which neither Japanese nor

0520

provide for a population of 80,000,000, leaving something to spare, provided, of course, that actual yields are considered rather than those reported to the Government and the Allied Occupation, which takes its figures from the Japanese.

Calculations of those who follow Jiji's line, however, leave out of account two factors, one temporary and one probably permanent.

The first is that typhoon damage in the last month probably has reduced Japan's rice crop by about 2,000,000 koku -- though this also is based on Japanese figures that undoubtedly are inaccurate.

The second impediment to a system under which Japan might provide her own food is the poor distribution of staples despite Allied efforts at improvement.

After four years of occupation and United States support few Japanese individuals display much worry over the food situation -- once the number one problem here. Japanese, offered food packages by way of the Consolidated Agencies for Relief in the East and other agencies, now frequently refuse them and ask for other items like textiles or woollen thread and knitting needles. Whether or not Japan now is able to feed herself, it is unquestionable that the food problem now has receded into the distant background.

0521

連絡局
地方課長
官通第三九號

取扱注意

昭和二十四年十月十四日

京都連絡調整事務局
局長 成田



附屬添付
記帳簿
41

0522

外務大臣殿

第一軍團民華部課長會議々々(五二回)送付の件
なお、取扱いは充分御注意ありたい。
本信寫送付先 横濱・東海北陸・近畿・神戸・九州・中國・四國

RA'-0134

0386

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

第一軍團兵隊部長會議(第五十二回)
 (出席者 坂田局長、徳見大長、金澤連總官)昭和二十四年十月一日

経済課長クイン中佐

○徴税に關して第一軍團管下で九月二十日現在八六億圓が納められている。この中申告納税の分は一六億圓である。先月に於ては税金滞納の處理が大いに進捗し、ニヤヤが現金支拂、免除、減額等の方法で清算された。併し尙二六億圓が滞納している。

○天然資源、食糧、價格配給統制等に關する第八軍のO.D.が二十廢止され新に六のO.D.が設けられた。新O.D.の内容の主な點は民事部の府縣單位 टीमによる監督(CONTROL)及報告を中止し十一月末日以後は監視(SURVEILLANCE)の権限を民事部 टीमより民事部リージョンに移すことになつた點である。新O.D.は次の如くである。

- O.D.四號(九月二十二日)統制會の除去 (Elimination of Control Associations)
- O.D.五號(九月二十四日) Forest Conservation
- O.D.六號(九月二十四日) Agriculture
- O.D.七號(九月二十四日) Mining
- O.D.八號(九月二十四日) The Japanese Fisheries Program
- O.D.九號(九月二十四日) Distribution of Food and Critical Materials

○食糧の供出について言えば九月二十日現在麥種の供出數量は一、三三、八、七、七(一〇七、〇七〇)馬鈴薯は二、八、九、二、三(二一、一〇、三三)である。高知縣は九月二十日に麥種の割當供出を完遂しなかつた唯一の縣である。(九、七、七)併し三十日には完了する予定である。高知縣は馬鈴薯も九月二十日現在九四、一であるが三十日には完遂する見込である。馬鈴薯は九月二十日現在の六縣が供出完了している。石川(九、二、七、七)兵庫(九、七、一、一)岡山(九、七、四、一)和歌山(九、八、三、三)愛媛(九、九、九、九)徳島(九、八、三、三)併し石川を除く五縣は麥類を以て代替供出することによつて九月三十日迄には完了する予定である。石川縣だけは麥も馬鈴薯もこれ以上の余糧がないようである。

(パインズ大佐は九月三十日は法定の供出期限ではないが、一應の目標期日であるからそれまでに供出完了の附屬の特務準備を調査すべきである。補正相當が行われることを予期して農民が供出を遅るようなことは認めてはならぬと述べた。)

○九月二十七日附で第八軍O.D.五十一號 *Industrial Rehabilitation* が發出された。A別紙Aの通り)

○九州に於ける唯一のエクスポート、パターが九月二十六日から福岡の岩田屋で開かれた。鳥取縣で工業學校の使用の爲、格納中であつた賠償機銃六挺の使用許可が認められた。これはこの種S.A.S.の初例である。

0523



0524

一 按政課長オコナー中尉
○今週特記すべき事件は一つあり、即ち第八軍より地方自治に關する講演並びに討論會のため、保官が近畿、東海地区にやつてきたことである。これは軍團管下の他の主要都市で順次に催される筈である。

二 厚生課長ブリス少佐

○共同募金が今日から開始される。軍はリーフレットの配布等に協力する。目標は昨年と殆んど等らざる昨年は六億八千四百萬圓であつたが本年は六億八千二百萬圓である。
(ハインズ大佐は占領軍人も進んで募金に應ずべきで、軍團司令部内にも募金箱が置かれてゐる旨發言した。)

三 公衆衛生課長マーゲンス少佐

○日本應災の發生は相増減少した。これは季節の轉移によるものと思われる。
○結核性肺膜炎が名古屋で一件、富山で一件發生した。
○鹽の漬物における米軍醫の會議で食品衛生係は衛隊衛生部の試験院に置くことが適當であると決定したが未だに多くの府縣では部廳整理に伴ひ食品衛生係を區々の課に附屬させてゐる。

四 民間教育課長マクニリー氏

○朝鮮人學校の建設につき民間部が日本國領官報を援助する件に關する提案を上級司令部に送つたが、上級司令部から之は暫く保留し、朝鮮人學校を閉鎖した例もあり日本軍で建設の困難を感して、處置をどうしたものか、陸軍部が之に干渉する必要はないとの回答があつた。

○横濱で來週リージョンの教育係官の會議があり新民訓練隊下の教育計畫監視方法について會議を行う筈である。そこでは古いODDを修正し新しいODDを作成するのであるが新たな監視方法の詳細を規定する決定である。(別紙DはODD案として參考に重載に送られてきたものであるが、係官の語ではODDの承認を得た上で近くODD番號も入れられるものと思われる。)

○藤井縣を含めた近畿地区の會議が來週東京で開かれ新編中學、高校のマイクモフツの問題について討論がある。これは十月三日から開かれBOAEのOIEの係官も来る筈である。

六 民間情報課長オコナー中尉

○來週インボレテン少佐が大坂で編輯者、出版者を集めて會議を開くことになつてゐる。
○ソ連邦内の地部勞動收容所について案々作つていた地圖と説明書が出来上つたのでリージョン及びテイルムへ頒布筒、説明書も配布した。

RA'-0134

0388

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

COPY

HEADQUARTERS EIGHTH ARMY
United States Army
Office of the Commanding General
APO 343

別
紙
A

OPERATIONAL DERECTIVE)

NUMBER 51)

27 September 1949

INDUSTRIAL REHABILITATION

1. References:

- a. SCAPIN 47, 22 September 1945, Office of the Supreme commander for the Allied Powers, no subject. This SCAPIN was issued as Directive No. 3
- b. SCAPIN 629, 20 January 1946, AG 004, (20 Jan 46)ESS/GD, subject: "Custody, Control and Protective Maintenance of Japanese Aircraft Plants, Arsenals and Laboratories".
- c. SCAPIN 962, 17 May 1946, AG 464.6, (17 May 46)ESS/IN, subject: "Production, Distribution, and Use of Fertilizers".
- d. SCAPIN 967, 18 May 1946, AG 111, (18 May 46)GD, subject: "Japanese Budget for Fiscal Year of 1946".
- e. SCAPIN 1129, 13 August 1946, AG 387.6, (13 Aug 46)ESS/IN, subject: "Reparations Selections within the Soda Ash and Caustic soda Industries".
- f. SCAPIN 1130, 13 August 1946, AG 387.6, (13 Aug 46)ESS/IN, subject: "Reparations Selections within the Iron and Steel Industry".
- g. SCAPIN 1131, 13 August 1946, AG 387.6, (13 Aug 46)ESS/IN, subject: "Reparations Selections of Steam-Electric Power Generating Plants".
- h. SCAPIN 1132, 13 August 1946, AG 387.6, (13 Aug 46)ESS/IN, subject: "Reparations Selections within the Sulfuric Acid Industry".
- i. SCAPIN 1133, 13 August 1946, AG 387.6, (13 Aug 46)ESS/IN, subject: "Reparations Selections within the Machine Tool Industry".
- j. SCAPIN 1134, 13 August 1946, AG 387.6, (13 Aug 46)ESS/IN, subject: "Reparations Selections within Privately-Owned Munitions Plants".
- k. SCAPIN 1135, 13 August 1946, AG 387.6, (13 Aug 46)ESS/IN, subject: "Reparations Selections within the Shipbuilding Industry".
- l. SCAPIN 1136, 14 August 1946, AG 387.6, (14 Aug 46)ESS/IN, subject: "Reparations Selections within the Precision Bearing Industry".

0526

○十月十一、十三日に各リージョンの民間情報係官の会議がある。

成田局長

○見次長が先にお話のあつた地方自治に關する會議に参加した。その所感を要約したものを文書にしてきたからあとで提出する。

ハバインズ大佐

○この軍團限りで發出した指令があるが之をオコンナイ中尉のもとでまとめて檢討し停止すべきものは停止することとする。

○各府縣の民事部チームは十一月三十日の眞夜中をもつて停止されるが十月十五日ごろから各チーム共前命令以下隊員の少數の人間ののみを殘すことになる。

0525

RA'-0134

0389

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

m. SCAPIN 1219, 20 September 1946, AG 387.6, (20 Sep 46)ESS/IN, subject: "Responsibilities of Imperial Japanese Government for Preservation and Care of Plants' Equipment and Records Taken Into Custody for Reparations Purposes by the Supreme Commander for the Allied Powers".

n. SCAPIN 1258, 10 October 1946, AG 004, (10 Oct 46)ESS/IN, subject: "Revised Listing of Reparations Selections within Privately-Owned Munitions Plants".

o. SCAPIN 1263, 11 October 1946, AG 004, (11 Oct 46)ESS/IN, subject: "Revised List No. 2 Aircraft Factories, Military and Naval Arsenal and Research Laboratories".

p. SCAPIN 1277, 17 October 1946, AG 387.6, (17 Oct 46)ESS/IN, subject: "Reparations Selections within the Synthetic Rubber Industry".

q. SCAPIN 1355, 22 November 1946, AG 004, (22 Nov 46)ESS/IN, subject: "Permits for Conversion and Reconversion of Industrial Plants".

r. SCAPIN 1751, 22 July 1947, AG 387.6, (22 Jul 47)REP, subject: "Responsibilities of the Japanese Government for the Packaging, Transfer, and Delivery of Equipment and Records Allocated to Claimant Nations Under the Reparations Program".

s. SCAPIN 1920, 9 July 1948, AG 678, (30 Nov 46)ESS/IND, subject: "Petroleum Storage Tank Facilities".

t. SCAPIN 1925, 6 August 1948, AG 000.91, (26 Jul 48), ESS/ST, subject: "Access to Japanese Scientific and Technical Information in Japan".

u. SCAPIN 1929, 28 August 1948, AG 561.4, (28 Aug 49)ESS/IND, subject: "Construction of Steel and Wood Vessels".

v. SCAPIN 6077-A, 8 October 1948, AG 312.4, (8 Oct 48) REP, subject: "Marking of Equipment Picked Up on Recent Inventory and Evaluation of Former Japanese Army and Navy Arsenal and Laboratories".

w. SCAPIN 1938, 28 October 1948, AG 387.6, (28 Oct 48)REP, subject: "Exempt Equipment in Reparations Installations".

x. SCAPIN 1943, 27 November 1948, AG 611, (22 Nov 48) OTS-H, subject: "Five-Year Program for Maintenance and Repair of Japanese Network of Roads and Streets".

y. SCAPIN 2009, 28 May 1949, AG 410.2, (26 May 49)CPC/CD, subject: "Acquisition of Precious Metals".

0527

2. The stimulation of maximum production for export is a necessary part of the rehabilitation of Japanese economy. Increased production is limited by the level of industry authorized for restricted peacetime needs and by reparations designations. Conservation of imported industrial materials which are purchased directly or indirectly with U.S. appropriated funds, and a similar conservation of indigenous materials so that imports can be reduced to the minimum, is a part of this rehabilitation. The withdrawal of government subsidies makes mandatory as efficient industrial operation if a stable economy is to result.

3. Surveillance of Japanese industrial rehabilitation by Civil Affairs teams will include coverage on a quarterly basis by conference within each prefecture with appropriate government and industrial officials, verification by spot check, and by specific quarterly inspection of the installations listed in paragraphs b, c, d, e, g, and g, below, ensure that:

a. Progress of specific production programs and the use of imported raw materials are carried out as required by higher headquarters.

b. In industrial facilities listed for possible reparations removal:

(1) The Japanese Government provides adequate personnel to protect reparations facilities from sabotage, fire, theft, or the unauthorized removal of equipment. In each plant, an inventory of all items under custody will be maintained which will identify each item by any inventory and code number assigned such item, as well as adequate records showing all authorizations for exemption, removal, or use of the equipment. Occupation force personnel will clear with the regional civil affairs team prior to entering a reparations plant. Entry by Allied nationals for the purpose of securing technical information, patents or processes, as authorized by reference 1t, will be permitted only upon presentation of a specific pass of order issued by the Supreme Commander for the Allied Powers. Entry by Japanese, or by foreign nationals not part of the occupation forces, will be at the discretion of the owners of the Japanese Government, unless specifically authorized by the Supreme Commander for the Allied Powers, or by the regional Civil Affairs team. The responsibility for the security of a reparations facility located within an area occupied by an occupation force unit will rest with the commander of that unit. Requests for the release, exemption, removal, or other disposition of reparations machinery will be submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers through Japanese Government channels.

(2) The maintenance required by reference 1m, as amended by the memorandum to the Japanese Government, dated 22 June 1949, subject: "New Standards of Maintenance of Reparations Machines and Equipment in Dead Storage," is performed.

0528

RA'-0134

0390

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

(3) Only such machinery is in use as has been authorized by the Supreme Commander for the Allied Powers, and is currently required to support authorized operations. The use of individual items of equipment in primary war facilities (arsenals, aircraft and privately-owned munitions plants) will be authorized by code numbers. The use of facilities in other reparations plants will be authorized by major unit. Requests for the use of reparations machinery in the Japanese economy will be encouraged and will be submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers through Japanese Government channels. Requests for the use of machinery by occupation force units will be submitted to the Supreme Commander for the Allied Powers through command channels. The use of privately-owned reparations machinery by occupation force units require a procurement demand in addition to the authorization for use. A copy of each authorization, showing the proper inventory and code numbers, will be furnished to the regional Civil Affairs team for information as to the status of the equipment.

(4) Allocated equipment is packed and shipped as prescribed by reference 1r, as amended. Progress and other reports directed by Annex 9 to SCAPIN 1751, and other correspondence relative to such shipments, will be forwarded direct to General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, Attention: Civil Property Custodian Section, Reparations Property Division, APO 500, by the Civil Affairs units exercising jurisdiction over the shipment.

c. The industrial facilities authorized to produce explosives are operating within the limitations imposed by the Supreme Commander for the Allied Powers. Information as to the plants designated for operation, and the quantities which they are authorized to produce, will be furnished. Surveillance will cover the construction of new production facilities, conversion of existing production facilities, production records, production plans, goals, limiting factors, and violations of existing regulations.

d. The production of fertilizer is permitted only in those plants authorized by reference 1c. Surveillance will cover the conservation of existing production facilities, the conservation of raw materials, the quantity and the quality of the product, records, plans, goals, limiting factors, and violations of existing regulations.

e. The use of petroleum storage tanks is limited to the provisions of reference 1s. Surveillance will be by spot check only, but will cover unauthorized construction, dissipation, or alteration of storage tank facilities.

f. No wooden vessel over one hundred (100) tons and no steel vessel of any tonnage are constructed without the specific approval of the Supreme Commander for the Allied Powers. Surveillance will be exercised to prevent the unauthorized construction or conversion of vessels, the unauthorized use of critical materials and electric power to prevent the extensive use of finance through illegal channels, and to insure the rationalized use of shipbuilding facilities.

0529

g. The mines and metal refineries release all gold produced only to the Japanese Government under the provision of referencely.

h. The restrictions placed on the sizes and types of buildings which may be constructed are enforced. Surveillance will be exercised to ensure that critical building materials are used in the most essential manner, that only those buildings having the proper permits are being constructed, that critical materials in sufficient quantity are available in the various areas, and that adequate safety measures are being maintained in building construction regulations.

i. The Japanese Government five-year road program for the construction, repair, and maintenance of all essential highways is being followed. Surveillance will be exercised to ensure that the program is being carried out in accordance with the general overall plan, that maintenance and repair work is being performed before new construction is undertaken, that only those projects are being constructed that fall within the quarterly program, and that the use of critical building materials (cement, asphalt, and steel) are utilized in an efficient manner. If new construction is observed which is not currently authorized under the five-year plan, the facts will be reported to the Supreme Commander for the Allied Powers.

j. The Public Works and Reconstruction Program, to increase the immediate supply of food, clothing, fuel, shelter, and services and to relieve unemployment is functioning efficiently. To these ends, worthwhile public works will be encouraged. Surveillance will ensure that only those projects which have been approved are being processed, that all critical materials are put to proper use, and that work is carried on in an economical, business-like manner.

k. The electric power rationing program outlined in the regulations of the Economic Stabilization Board and Ministry of International Trade and Commerce is continued. Surveillance will be confined to observing the program's effect on the economy of Japan and to ensure corrective action regionally by the appropriate Japanese agencies where instances of indifference to responsibilities, serious errors in judgment, unjust business discrimination or malpractice in the administration of the program have come to the attention of the regional Civil Affairs team.

4. Where the loss of personnel in the economics section of a prefectural team prior to 30 November 1949 renders impracticable the discharge of assigned duties at that level, responsibility for the continuance of the program will be assumed at once by the appropriate regional team or, in the case of the Tokyo, the Kanagawa or the Shizuoka team, by the Civil Affairs section, this headquarters. After 30 November 1949, when prefectural Civil Affairs teams will be discontinued, the responsibility for carrying on the economics program will be assumed by the regional and district teams in their respective areas.

5. Rescissions.

Operational Directive 2: this headquarters, 7 January 1948,
subject: "Electric Power Rationing Program of the Japanese Government",
as amended.

0530

RA'-0134

0391

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

Operational Directive 9, this headquarters, 1 February 1949,
subject: "Building Policies of the Japanese Government".

Operational Directive 11, this headquarters, 20 January 1947,
subject: "Pacific Coast Oil Refineries".

Operational Directive 11, this headquarters, 12 February 1948,
subject: "Japanese Public Workd and Resonstruction Program".

Operational Directive 21, this headquarters, 30 March 1948,
subject: "Japanese Industrial Reparations Facilities", as amended.

Operational Directive 43, this headquarters, 12 July 1948,
subject: "Fertilizer Distribution".

Operational Directive 49, this headquarters, 20 September 1948,
subject: "Petroleum Storage Tank Facilities".

Operational Directive 70, this headquarters, 9 December 1947,
subject: "Transportation Control", as amended.

Operational Directive 79, this headquarters, 21 Septmeber
1946, subject: "Shipbuilding".

BY COMMAND OF LIEUTENANT GENERAL WALKER:

WILLIAM F. DEAN
Major General, GSC
Chief of Staff

OFFICIAL:

STEBBINS
G - 4

(MG-EM)

DISTRIBUTION:

"X" Plus
CG, I Corps (30)
CG, IX Corps (3)
Each CAff Region and Team (3)
CAff Section (60)

0531

COPY

別
紙
B

HEADQUARTERS EIGHTH ARMY
United States Army
Office of the Commanding General
APO 343

OPERATIONAL DIRECTIVE)

NUMBER)

CIVIL EDUCATION PROGRAM

1. Reference: Memorandum for the Imperial Japanese govern-
ment, file AG 350 (22 Oct 45) CIE (SCAPIN - 178), subject: "Ad-
ministration of the Educational System of Japan."

2. Chiefs of Civil Affairs units will take necessary act-
ion to furnish advice and assistance to the individuals, organi-
zations, or groups listed below with respect to such matters as
those indicated in each instance.

a. Boards of Education

- (1) Conducting meetings.
- (2) Making rules and regulations.
- (3) Organizing the secretariat.
- (4) Preparing, presenting, and administering the budget.
- (5) Regulating political activities in the schools.
- (6) Planning for future school districts and local school boards.
- (7) Adult education activities conducted in citizens Public Halls.
- (8) Further reorganizing and consolidating schools to provide buildings and teachers for lower secondary schools.
- (9) Providing educational opportunities for out-of-school youth and adults.
- (10) Establishing desirable relationships with the general public, the superintendent, the secretariat, teachers and principals, local school boards and the government.

0532

RA' -0134

0392

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

b. Superintendents

- (1) Establishing desirable relationships with the school board, the secretariat, teachers and principals, and the general public.
- (2) Organizing and presenting their programs to the board of education.
- (4) Selecting teachers and principals, teacher consultants, and other education personnel for recommendation to the board of education.
- (3) Directing the preparation of the budget.
- (5) Assuming the educational leadership of the prefecture or local district.

c. Teacher Consultants

- (1) Conducting supervisory visits to schools.
- (2) Initiating and supervising in-service training programs (under the general direction of the superintendent), to include experimental schools, demonstration classes, workshops, conferences, local study groups, and research committees.
- (3) Advising the superintendent on professional matters.
- (4) Improving their professional status.

d. Principals

- (1) Revising the curriculum to meet the new standards of education.
- (2) Providing for home-rooms and scheduling.
- (3) Regulating student participation in school activities.
- (4) Providing for teacher and community participation in school planning and administration.

e. Leaders of Teachers' Unions and other Organizations of Teachers

- (1) Establishing desirable relationships with the boards of education, and with other units of the school systems.
- (2) Developing a professional program.
- (3) Reorganizing the unions on a democratic basis.

0533

- (4) Freeing the unions from the domination of bureaucratic and subversive influences.

f. Youth Associations (Seinen Dan)

- (1) Developing a positive program of democratic education specifically designed to combat communist influences among youth groups.
- (2) Organizing small, democratic interest groups in education, recreation and civic activities.
- (3) Drawing up democratic constitutions and practicing democratic procedures.
- (4) Planning and conducting training courses for youth leaders.
- (5) Providing for local autonomy of youth groups.
- (6) Freeing themselves from government control.
- (7) Establishing liaison with other youth groups.
- (8) Setting up recreation projects, such as games, sports, parties, dances, hikes, camping trips, etc.
- (9) Developing programs in political ideologies designed to lead to an understanding of the principles and techniques of communism.
- (10) Encouraging the participation of young men and women in youth activities on an equal basis.
- (11) Encouraging cooperation of youth groups with other community agencies in the attainment of common objectives.

g. Student Organizations

- (1) Maintaining proper relations with the school administration.
- (2) Freeing themselves from subversive influences.
- (3) Developing student programs designed to foster the welfare of the student body and institution.

h. Boy Scout and Girl Scout Councils

- Practicing the accepted principles of scouting.

0534

i. Adult Organization

- (1) Developing educational, recreational and civic programs.
- (2) Planning programs and promoting the use of informational materials supporting the various programs of the teams as they relate to women.
- (3) Developing programs to encourage men and women to work together as a group.

j. Home Demonstration Agents

- (1) Matters affecting farm and family life such as:
 - (a) Household efficiency.
 - (b) Food and dietetics.
 - (c) Sewing and wardrobe planning.

k. Women's and Minors' Bureau Field Representatives

- (1) Coordinating their activities with all other agencies and organizations concerned with women and minor workers' problems.
- (2) Encouraging participation of women unionists, as regular union members, in union affairs.
- (3) Cooperating with the Labor Standards offices.
- (4) Conducting conferences and discussion meetings.
- (5) Utilizing all media of publicity and properly using materials prepared by the Women's and Minors' Bureau, and other agencies.
- (6) Maintaining good public relations.
- (7) Carrying out research programs as directed by the national office of the Women's and Minors' Bureau.

l. Appropriate School Officials

- (1) Encouraging coeducation at all levels.
- (2) Planning educational and vocational guidance for girl students.
- (3) Planning health programs including sex education.

0535

- (4) Increasing educational opportunities for women teachers.

m. Officials of Private Schools

- (1) Correlating the efforts of private schools to the whole educational program.

n. Officials of Teacher Training Institutions

- (1) Cooperating with public and private school officials in developing teacher training and in-service training programs.
- (2) Vitalizing the curriculum of these institutions to meet the demands of modern education.

o. Officials of Institutions of Higher Learning

- (1) Encouraging and regulating desirable types of student organizations.
- (2) Democratizing school administration.
- (3) Modernizing the curriculum.

3. Many of the activities herein directed are closely related to, and must be integrated with, other programs for which responsibility has been placed on the commanders listed in paragraph 2 above. Such programs include public health, public welfare, labor relations, civil information, economic affairs and agricultural activities. The necessity for the closest coordination and cooperation in those programs at all levels is emphasized.

4. Where the loss of personnel in Civil Education Sections of prefectural teams prior to 30 November 1949 renders impracticable the discharge of assigned duties at that level, responsibility for continuance of the program will be assumed at once by appropriate regional teams or, in the case of the Tokyo, Kanagawa or Shizuoka teams by Civil Affairs Section, this headquarters. After 30 November 1949, when prefectural Civil Affairs teams will be discontinued, responsibility for carrying on the civil education program will be assumed by the regional and district teams in their respective areas.

5. Rescissions

a. Operational Directive 3, 23 January 1946, this headquarters, subject: "Report on Historical, Cultural and Religious Objects and Installations."

b. Operational Directive 51, 29 September 1948, this headquarters, subject: "Inspection of Japanese Educational Institutions."

0536

- g. Operational Directive 90, 26 November 1946, this headquarters, subject: "Sponsorship and Support of Shinto by Neighborhood Associations."
- d. Operational Directive 21, 1 March 1947, this headquarters, subject: "Funerals, Memorial Services, and Monuments for war Dead, Militarists and Ultranationalists."
- c. Operational Directive 19, 26 February 1947, this headquarters, subject: "Civil Education Program."
- f. Operational Directive 41, 2 July 1948, this headquarters, subject: "Japanese Visitation to American Schools in Japan."
- g. Operational Directive 65, 1 October 1947, this headquarters, subject: "Extension of Aid to Missionaries."
- h. Operational Directive 23, 1 April 1948, this headquarters, subject: "Service of Japanese Nationals as Technical Consultants for Field Examination of Cultural Materials and Installations."

BY COMMAND OF LIEUTENANT GENERAL WALKER:

WILLIAM F. DEAN
Major General, GSC
Chief of Staff

OFFICIAL:

CHAZAL
G-1

(MG-OB)

DISTRIBUTION:

- "X" Plus (4)
- SOAP, Attn CIE Sec (4)
- CG I Corps (4)
- CG IX Corps (4)
- Chiefs all Calf Units (4)
- Calf Sec (20)

0537

連

地方局長
京連第三〇號

昭和二十四年十月十四日

取扱注意

京都連絡調整事務局長 成田



241080
39
記録簿

0538

外務大臣殿

第一軍團民事部課長會議々報覽(五十三回)送付の件

第一軍團民事部課長會議々報覽御参考まで別添送付する。

なお、取扱いは充分御注意あらためる。

本信寫送付先 横濱・京海・北陸・近畿・神戸・九州・中國・四國

第一軍團民衆總隊長會議事録(第五十三回)
出席者 坂田局長、橋見次長、金澤連絡官(昭和二十四年十月八日)

一 經濟課長クイン中佐
○九月末迄の本會計年度上半期の徵稅實績は九三億圓で年間目標の二四一億圓であり満足すべきものと思ふ。

○商工業については特記すべきことなく、労働事情も平穏であった。
○主食供出については馬鈴薯については三聯が目標を達成できなかったが真鍮金庫としては目標が完遂された。

○石炭は統制の枠が外されて価格が下落した。
一 パーンス大佐よりどの位価格が下落したかとの質問があり、六八%に下落した旨クイン中佐は答えたが右につき日本館で調査報告するよう局長に對し要請があつた。尚、クイン中佐の下では各リージョンに對し石炭の品種別価格を調査報告するよう要求してある由である。

二 法律政治課長オコナー中尉
○守口市で市長のリコールが請求され九月二十五日投票が行われた結果リコールが成立した。これは市長がリコールされた最初の例である。

2. ○日本國旗の掲揚については本年の〇、〇、七等により無制限に掲揚が許可されているが日本國旗とアメリカ國旗を同時に掲揚する場合には日本館で米國の國旗掲揚についての指針を知らない爲に禮儀を失ふことがありうる。従つてかかる場合には事前に民衆部に相談に来ることが望ましいと思われるので昨日その旨各リージョンに通知した。

三 厚生課長プリンス少佐
○發言なし。

四 民間教育課長マクニリー氏
○不在

五 公衆衛生課長マーゲンス少佐
○日本脳炎は減少している。

○牛の流行性感冒が四縣で發生しているがこれは降雨がつづいていた爲であると思われる。血清が不足しているのでワクチンの入手に努めている。來週入手の予定である。死亡率は二%で大了こととはない。然し牛乳生産に支障を來すものと思われる。

六民間情報課「ユニナイ」中尉
○發言なし

成田局長

○青少年保衛育成強講選問が十一月十四日から二十日迄開かれる。これは戦後不良青少年の激増にかんがみ之等を指導しようとするものである。

(これに對しハインズ大佐は地方民衆部でも青年教育の専門家をおき此の面に重點をおく予定であると發言した。)

○十月二十四日が國際連合でーと定められ全體的に種々の催しが行われる予定である。當地でも國際連合協賛支部主催で講演會が催され司令官のメッセーヂをお願ひしたいと考へてゐる。

ハインズ大佐

○ロー一では下士官兵一々名を民衆チームから轉出させることに着手した。日本側でも人員節減を行つてゐるのにかんがみ占領軍側でも資材のみでなく人員の節減を計らねばならぬ。

總務局長

昭和二十四年十月十七日

京都連絡調整事務局
局長 成田



0541

外務大臣殿

第一軍團民衆部課長會議々事覽(五十四回)送付の件

なお、取扱ひには充分御注意ありたい。

本信寫送付先 横濱・東海北陸・近畿・神戸・九州・中國・四國

取扱注意

0540

0542

第一軍國民學部部長會議議事録(第五十四回)

(出席者、成田局長、鶴見次長、内田總務官、昭和二十四年十月十五日)

一 事務部長ケイン中佐

○徴税は軍團で暫定的に定めた目標額を超過して好調である。但し申告納税による徴税は僅少である。

○主食の供出に關しては、十月十日現在、軍部管下で麥類は四、二五三、六六六石で目標の一一一%、馬鈴薯は六九、二七八、七四四石、一一二%、米は八七九、五九一石、五%、甘藷三四、四九五、〇四二貫八、八%である。馬鈴薯の供出につき九月末に完納し得なかつた。四縣の中、高知縣は一〇〇、六%で完納したが、右川、後媛、徳島の三縣は夫々九五、九二、九三%で未だに完納していない。

(これに對しバインズ大佐は災害等により減収の場合には補正割當を受けるべきであり、もし補正割當がなければ目標額だけ完納しなければならぬ。一縣では一一〇%供出し、他縣で九〇%供出でよいとゆうことになれば翌年度供出に關する意欲にも悪影響を及ぼすことになるから、必ず補正割當を受けろ。完納するかの何ぞれかではなければならぬ。右三縣の未完納は軍團司令官も不満に思つて居られるから、速調で調査して貰いたいと述べた。當局では早速東海北陸、四國兩軍務局に照會してゐる。)

○スキヤピン二〇四六が出て日本の漁業區域が擴張された。約三割の擴張である。
○労働問題は極めて平靜であつた。

二 法務部長オロンナー中尉

○警民事務部の法政課は本日より廢止されるとの話がある。
(これに對し、バインズ大佐は、これは府縣民務部の法政課のことで軍國民學部の法政課は引續き仕事をすると述べた。又次長ジモンソン中佐は府縣民務部では經濟課以外の課は本日で機能を停止するのであると附言した。)

三 教育課長マツクニーリー氏

○今週は誤言で地方民學部に轉任する者。本國に歸るため荷造りする者等でありたてて云ふべきことではない。
○一つの問題はドンヂ豫算の結果、六、三、三割實施のための學校建築が充分行われ得ななことである。このため學校建物の統合が必要であるが、所管の問題もあつて、なかなか困難である。然しシヤウブ博士の報告により教育豫算も確保出来ることになるところが期待される。
一 バインズ大佐はシヤウブ博士は教育費の地方負擔を暗導してゐるが、これは長期計畫

0543

のことであつて、現在直ちに實施に移されるかは疑問であると述べた。

厚生課長ブリス少佐病氣の爲、マーゲンス少佐代行

○生活保護を受けている人員は若干増したが、その内訳は保護施設に收容されているものは五、五九六人、收容されていない者は一、三五五人の増加である。

衛生課長マーゲンス少佐

○日本肺炎は更に減少した。

○滋賀縣に炭疽病が発生した。

○牛の流行性感冒は相續猛威を振、京都府四一〇件、兵庫縣三、〇〇〇件、大阪府一、二〇〇件、滋賀縣三〇〇件、奈良縣四〇〇件である。この流行病について中央官廳の係官、近畿地方民部係官とも打合せて對策を講じているが、來年はワクチンを供給する必要がある。

民間情報課長マコンナー中尉

○横濱における地方民部情報係官の會議に出席した。同會議では將來の地方民部民間情報課の活動方針を討議したが、民間情報課と教育課とのより一層密接な連絡、教育係官一名は青少年の活動に専心すること、五、二〇〇の公民館を社會教育法に基づいて活用すること、附縣弘報課、同委員會の問題等が主要題目であつた。

成田局長

○前回の會議で問題になつた石炭統制撤廢後の價格情況について九州連調に照會した。その結果は一般的に價格に大きな變動はなく、國鐵の第二次入札を控えて待機の状態である。價格的に云えば上級炭は五一一〇%の値より、中級炭は三三四%、下級炭は一〇一二〇%の値下りを示している。
(これに對しバインズ大佐より統制撤廢の石炭企業に與えた影響如何との質問があつた)

バインズ大佐

○教育課長マツクニリー氏は九州地方民部經濟課に轉勤となり來週月曜出發する。
○軍團發出の指令で無用となつたと思われるものは速調と協力して檢討中である。
無用と思われるものは廢止する積りである。

RA'-0134

0399

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

地方

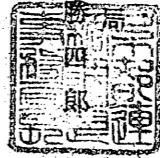
京連第一四〇號

昭和二十四年十月二十五日

取扱注意

附屬添付

京都連絡調整事務局長 成田



241023
32 0544

外務大臣 殿

第一軍團民衆部課長會議々事覚(五十五回)送付の件

なお、取扱いは充分御注意ありたい。

本信寫送付先 横濱・東海北陸・近畿・神戸・九州・中國・四國

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

0400

0545

第一軍國民部部長會議(第五十五回)
(出席者、成田局長、鶴見次長、金澤連絡官)昭和二十四年十月二十二日

一、經濟課長クイン中佐

- 十月十日現在徴税實績は九九〇億圓で目標の三六、一%である。滞納税の処理は九月中旬に大いに進捗を見せ百四十億圓が処理され、未処理は一九〇萬件、二六〇億圓となつた。
- シヤウブ使節の報告が各管下に配布された。
- 第八軍から主食について米及び甘藷以外の報告は不要の旨指令があつた。
- 十月十五日から魚の純制が緩和されて六一種類のみが統制品目として残ることになつた。
- 第八軍のサーキュラー七一號によれば日本で産する魚類を進駐軍將兵が購入してもよ
S.M.K.R.となつた。

二、法政課長オコナー中尉

- 教育の壁新聞事件については日本側で裁判されたものもあり、軍師の軍法會議で裁判されたものもあるが、日本側で裁判されたものの最終報告によれば二十名が起訴され、全部有罪となつた。二名は二年の懲役、十三名は懲役一年、残りの五名は懲役一年(執行猶豫三年)である。

2

- 朝鮮人學校の閉鎖があつたが大した騒動はなかつた。
- 名古屋でシールズ軍歓迎のため氣球を掲揚したいと云うことを言つて来たが中央へ照會したところ、氣球をあげることは依然禁止されている由である。尤も東京ではシールズ軍歓迎の爲め氣球をあげたとかの由である。

三、公衆衛生課長マーゲンス少佐

- 日本腦炎は目立つて減少した。軍師管下全部で二十九件であつた。
- 牛の流感が兵庫で二、七〇〇件、大阪で二、二〇〇件、和歌山で七〇〇件発生してゐる。今週十五府縣の府縣廳關係者を集め豫防措置について協議した。
- 先のべられた占領軍への魚の販賣について大阪及び京都の業者から問合せをうけた。

四、厚生課長ブリス少佐

發言なし

五、民間情報課長オコナー中尉

發言なし

RA'-0134

0401

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

0546

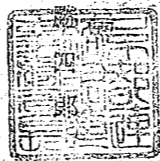
成田局長

○學校養護指導者講習會が十一月八日より四日間京都部で開かれる。
 總司令部OIEBのニューフェルド氏が出席し、兒童の性教育、栄養、保健等に關する講
 義が行われる。
 ○前回の會議で問題になつた石川、徳島、愛媛、三縣の馬鈴薯供出不振に關し、連調を迫
 じて待た各府縣よりの中間報告を披露する。

京連第二〇四號

昭和二十四年十一月五日

京都連署 局長 成田



記録簿

12 0547

外務大臣 殿

第一軍團民衆部課長會議(第十一回)送付の件

第一軍團民衆部課長會議々々學覺御參考までに別添送付する。
 なお、取扱いは充分御注意ありたい。

本信寫送付先 横濱・東海北陸・近畿・神戸・九州・中國・四國

取極注意

0548

第一軍團長 藤原良重 陸軍大臣 (陸五十六回)

(出席者、坂田局長、輪見次長、金澤海軍官) 昭和二十四年十月二十九日

一 概算後代糧コト申中尉

○十月二十六日現在徴税徴収は一、〇五〇億圓で目標の三十八、五%である。香納税は二一、一事件二五九億圓である。

○主食の供出は十月二十日現在麥類は四、二八四、七二五石で目標の百十一%、馬鈴薯は六、九三五萬石百十二%、米は一四四萬石で八%、甘藷は一四、八%である。

馬鈴薯の供出については石川、愛媛、徳島の三縣が不成績であったが、それを補うが如く米の早熟供出については次の三縣が良好成績を示している。石川八一、四%、富山五〇、四%、福井四九、三%。

○賠償の圓しては二つの輸送許可が發せられた。これは大阪及び名古屋の賠償工場の撤去に關して發せられたもので、積出先は香港、シンガポール等の英領諸港である。

二 法政課長オコナー中尉

○岡山で朝鮮人學校の閉鎖に關して、學校側が命令に従わず、知事も躊躇して斷乎とした處置をとつていない。遲延に通知すると共に第八軍へも報告した。

2
○四廳リッジマンからの報告では去る八日高知で一七人の台湾人が密入國、密貿易の罪で逮捕されたが、法務廳から高知檢察廳への送還によるとBORAの法律政治課では登録されていると否とを問わす全ての支那人は軍側で裁判に附されるべきだとの方針をとつてゐる由である。

三 公衆衛生課長マードネス少佐

○日本艦隊の新發生件は二十件に達せず主として鹿児島に發生したもので氣候的條件によるものである。

○本週月、火曜日に横濱の會議に出席した。牛の流感については日本全國で三五、〇〇〇件ある由をきいた。進軍軍への魚の販賣については農林省と連絡がとられてゐる。

本件につき神戸では十一商店、大阪では十六商店から許可方申請があつた。(これはいずれも卸商である)小賣はORBを通じて爲される豫定であるが、BORAから更に通知がある時はステップをとつてはしなすことになつてゐる。

(バーンズ大佐より本件については軍團司令官の命令が東海北陸及び近畿に發せられ調査が進められてゐる。本件が實施される迄にはいくつもの接階を経ねばならぬがこれがその一接階となるものである。)

民間教育課長コトシ中尉
○發言なし

厚生課長ブリス少佐

○共同募金は軍艦管下で十月十五日現在一億一千萬圓で目標の十六%である。
○京都府會では十月二十一日紙芝居係列を通過させた。軍艦管下では初めてであり、日本全
体では三番目である。

大民間情報課長オコナー中尉

○十月二十六日に南鮮の船が神戸に入港し、南鮮の巡邏兵が乗つて居たが大坂新聞の神戸
支社ではインタビューをして、これに隨し出たらめな記事を描寫したので近畿民衆
部に真相の調査をさせてゐる。

0549

取扱注意

京滬線ニテ
昭和二十四年十月十四日

附屬添付

京都連絡調整事務局
局長 坂田勝四郎

外務大臣

第一軍區民衆部課長官廳至十回送付の件

第一軍區民衆部課長官廳至十回送付の件
なお、取扱には充分御注意ありませう。

本信寫送付先 横濱、東海軍監、近畿、神戸、九州、中飽、四國

17

0550

第一軍團民部部長會議議事録(第五十七回)

(出席者、成田局長、金澤連絡官、内田連絡官)昭和二十四年十一月五日

一 経済課長タイン中尉

○十月三十一日現在第一軍團管下の主食供給は麥類が四三三萬石(一一二%)、馬鈴薯六九三〇萬石(一一二、六%)、米二五六萬石(二五、五%)、甘藷(二三、二%)、その他

二 法政課長オコナー中尉

○發言なし

三 公衆衛生課長マイゲンス少佐

○盛賀縣栗田郡に牛のトリコモナス症(Bovine Trichomoniasis)が二七件發生した。

○今週は日本で産出される食糧を進駐軍が購入する件に關して舞鶴に旅行に行つて來た。

四 厚生課長ブリス少佐

○共同募金は終了した。

五 民間情報課長オコナー中尉

○發言なし

六 民間教育課長ロトン中尉(不在)

七 成田局長

○朝鮮人學校の期限満改組勧告に従い、朝連系西陣中學校、西陣小學校、久世分校が言して一法人設立の準備を完了し、文部省へ新法人設立申請書類を提出した。その外の學校では手續をとり得なかつたので十一月五日京都府では十一朝鮮人學校に閉鎖を命令した。(ハインズ大佐より朝鮮人學校の問題については常に注意を怠らぬようにしなければならぬと發言があつた。)

0551

連絡
地方課長

京通第三七號

昭和二十四年十一月十九日

取扱注意

附屬添付

京都 連絡調整事務局
局長 成田 勝



外務大臣殿

第一軍國民等部課長會議々々覺(五十八回)送付の件

第一軍國民等部課長會議議事覺御参考までに別添送付する。
なお、取扱には充分御注意ありたい。

本信寫送付先 横濱、東海北陸、近畿、神戸、九州、中部、四國

0552

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0134

0406

0553

第一軍團司令部議長會議事録(第五十八回)

(出席者 成田局長、金澤連絡官、片岡連絡官) 昭和二十四年十一月十二日

何れも發言なし。

経 済 課 長
厚 生 課 長
教 育 課 長
法 政 課 長
民 間 僱 報 課 長

→ 公衆衛生課長マイグンス少佐

○ 今週は傳染病の發生はなかつた。牛のインフルエンザについては來年血清をとるに必要なだけの牛が供給される見込みである。

ニバインズ大佐

○ 本週第八軍から第一軍團司令官の民事事項に關するオペレーショナルな責任を解除する旨の通知があつた。併し民事事項以外に關しては各リージョンに對するオペレーショナル・オトリテイを有している。

尚、名目上は第一軍團司令部は十一月末日迄存続するが機能は十一月十五日限りを停止するの
で本會議事録は今回を以て最終とする。